

令和元年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

学校教育に関する財務事務の執行について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 塚崎俊博

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の方法	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	1
7	監査人補助者	1
8	利害関係	2
9	監査の結果と意見	2
第2	監査対象の概要	3
1	金沢市の学校教育の現状	3
2	金沢市学校教育振興基本計画	3
3	学校教育施策の概要	3
4	教育施設及び予算等の状況	5
5	教育施設及び予算等の他自治体比較	5
6	監査対象事業等の選択方針	6
7	組織	6
第3	外部監査の結果	7
第1章	教育総務課所管事業	7
1	私学振興費	7
1-1	私立学校振興費	7
2	小学校管理費	7
2-1	学校施設管理費 施設保守管理費	7
2-2	学校施設管理費 学校用地借地解消事業費	7
2-3	学校施設管理費 学校用地借上料	8
2-4	学校施設管理費 校費	8
2-5	管理物品整備費	9
2-6	学校安全管理総合対策費	9
2-7	学校施設改修費	9
3	小学校教育振興費	10
3-1	特別支援教育就学奨励費	10
3-2	児童就学奨励費	10
3-3	へき地通学児童輸送費	10
4	小学校建設費	11

4-1	森山町小学校校舎改築事業費	11
4-2	戸板小学校校舎増築事業費	11
4-3	米丸小学校教室改修事業費	12
4-4	小学校大規模改造事業費	12
4-5	学校施設改良事業費	13
4-6	小学校エコ改修事業費	13
5	中学校管理費	14
5-1	学校施設管理費 施設保守管理費	14
5-2	学校施設管理費 学校用地借上料	14
5-3	学校施設管理費 校費	14
5-4	学校施設改修費	14
6	中学校教育振興費	15
6-1	生徒就学奨励費	15
6-2	遠距離等生徒通学費補助	15
7	中学校建設費	15
7-1	泉中学校建設事業費	15
7-2	中学校大規模改造事業費	16
7-3	学校施設改良事業費	17
8	学校保健費	17
8-1	学校環境衛生管理費	17
8-2	児童生徒医療援助費	18
9	学校給食費	18
9-1	共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費	18
9-2	共同調理場費 施設設備整備費	19
9-3	共同調理場費 管理運営費	20
9-4	単独校調理場費 施設設備整備費	21
9-5	単独校調理場費 管理運営費	21
9-6	学校給食援助費	21
第2章 学校職員課所管事業		23
1	教育指導費	23
1-1	小中一貫英語教育事業費	23
1-2	コミュニティ・スクール推進費	23
2	小学校管理費	24
2-1	学校施設管理費 校舎管理体制整備費	24
3	学校保健費	24
3-1	教職員健康診断費	24
第3章 学校指導課所管事業		25
1	教育指導費	25
1-1	金沢型学校教育モデル実践費 金沢ベーシックカリキュラム実践推進費	25

1-2	金沢型学校教育モデル実践費 金沢ふるさと学習推進費	25
1-3	小中一貫英語教育充実費	26
1-4	いじめを許さない学校づくり推進費	26
1-5	特色ある学校づくり推進費 スクールサポーター活用推進費	28
1-6	特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費	28
1-7	特色ある学校づくり推進費 学校図書館管理システム運営費	29
1-8	教育総合推進費 心の教育推進費	30
1-9	教育総合推進費 心と学びの支援員派遣費	30
1-10	特別支援教育推進費 小中学校医療的ケア推進費	31
1-11	特別支援教育推進費 特別支援教育充実費	31
1-12	教科指導費 教育課程実施状況調査費	32
1-13	教科指導費 教科書・指導書購入費	33
1-14	金沢の科学再生事業費 (公財)金沢子ども科学財団運営費補助	33
1-15	西町教育研修館管理運営費	34
2	小学校教育振興費	35
2-1	教材整備費 学校図書更新費 (小学校)	35
2-2	教材整備費 教材整備費 (小学校)	36
2-3	大型教材整備費	37
2-4	情報教育機器整備費 (小学校)	38
2-5	特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費 (小学校)	39
2-6	特別支援教育振興費 特別支援教育就学奨励費	39
2-7	理科教育設備整備費 (小学校)	39
2-8	学校体育振興費 小学校体育行事開催費	40
3	中学校教育振興費	41
3-1	教材整備費 学校図書更新費 (中学校)	41
3-2	教材整備費 教材整備費 (中学校)	42
3-3	情報教育機器整備費 (中学校)	42
3-4	特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費 (中学校)	43
3-5	理科教育設備整備費 (中学校)	43
3-6	部活動振興費 中学校部活動大会派遣援助費	44
3-7	部活動振興費 中学校部活動振興費	44
4	学校保健費	45
4-1	学校保健検診費	45
4-2	学校保健センター費	45
4-3	日本スポーツ振興センター共済掛金	46
4-4	日本スポーツ振興センター医療給付金	47
5	体育振興費	47
5-1	中学校体育連盟運営事業交付金	47
第4章 学校監査		48

1	学校監査の概要	48
2	資金取り扱い状況	48
3	学校徴収金	50
4	備品等管理	50
4-1	備品管理	50
4-2	薬品管理	52
5	教職員勤怠管理	53
6	学校図書管理	53
第5章 過年度の指摘、意見等への対応状況		54
1	学校の特別教室の利用について	54
2	学校開放制度について	54
3	共同調理場のコスト管理について	55

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

学校教育に関する財務事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

今日、教育を取り巻く環境は、情報化、グローバル化などにより急激に変化しており、子ども達には、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることが強く求められている。こうした社会の変化や教育をめぐる様々な課題に対応するため、金沢市では平成27年に学校教育の一層の振興を図り、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を策定した。今後も金沢市の魅力を一層高め、持続させていくためにも、地域や社会の未来を担う人づくりを推進していくことがますます重要となってくる。

このような状況を鑑みて、学校教育に係る事務を精査し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて検証することは、有益であると考え選定した。

4 外部監査の方法

（1）監査要点

- ①財務事務の執行が関係する法令・条例等に基づいて適正に行われているか。
- ②契約（請負、委託）に係る事務が適正に行われているか。
- ③事務事業の執行が適正かつ効果的・効率的に行われているか。
- ④補助金の支出が関係法令等に準拠して適正に行われているか。

（2）主な監査手続

主として担当課への質問、実施事業事務を記録した文書等（電子データを含む）の閲覧、必要に応じて現地視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成30年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び平成31～令和元年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

令和元年6月11日から令和2年3月18日まで

7 監査人補助者

窪田隆之（公認会計士）

深澤智士（公認会計士）

細 見 孝 次（公認会計士、弁護士）
木 戸 正 裕（公認会計士）
田 嶋 隆 大（公認会計士）
大 貫 一（公認会計士、学識経験者）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見

監査の結果については、合規性、効率性等の観点から、是正が必要と思われるものについては「指摘事項」、組織及び運営の合理化等に資するものについては「意見」として記載した。

第2 監査対象の概要

1 金沢市の学校教育の現状

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれている。

この「知識基盤社会」においては、課題を見いだし解決する力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きることなど、変化に対応するための能力が求められる。このため、子ども達が「知識基盤社会」を生きていく上で必要な学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、「豊かな人間力」を育むことが重要である。

このような時代の要請に対応するため、金沢市では学校教育の一層の振興を図り、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を平成27年1月に策定し、この計画に基づき、総合的な施策を実践することとしている。

2 金沢市学校教育振興基本計画

金沢市学校教育振興基本計画の体系を、包括外部監査結果報告書4～5ページに記載している。

3 学校教育施策の概要

「金沢市学校教育振興基本計画」に基づいて、施策として以下のようなことが実践されている。

(1) 金沢型学校教育モデルの実践

①金沢型学習プログラム

全小中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りが持てる教育を推進することを目的とする。

②金沢型学習スタイル

全小中学校の基本となる学習方法や指導方法を明確にして、「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」を教員、保護者、児童生徒に周知し、これに基づく授業実践を推進する。

③金沢型小中一貫教育

小中連携をさらに充実・発展させ、9年間を見通した連続性・系統性のある教育活動を展開する。

(2) 特色ある学校づくりの推進

学校2学期制の実践により得られた成果を継承しながら、学びのステップを大切に「新たな3学期制」を実施する。また、危機管理能力を育むため、全小中学校で地域・PTAと連携した防災教育に取り組む。加えて、コミュニティ・スクール推進会議を設置し、中学校への拡大を検討する。

(3) 部活動への支援

スポーツ・文化活動を通して、豊かな人間性と健全な身体の形成を図るため、大型備品の整備、大会等への参加支援、部活動指導員の配置及び部活動指導者の派遣を行い、中学校の部活動を支援する。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- ①「スクールサポーター」活用の充実
- ②「全市一斉学校公開週間」の実施
- ③「スクールフォーラム 21」の開催

(5) 心の教育、人権・同和教育の推進

道徳科をはじめ、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて取り組みを推進するとともに、専門講師による教員対象の研修会を開催し、人権・同和教育に関する理解と関心を深める。

(6) いじめ・不登校・問題行動への対応

- ①いじめ防止対策推進法の施行に伴う取組
- ②生徒指導支援室の取組
- ③いじめを許さない意識高揚に向けた取組
- ④「心の絆サポーター」の派遣
- ⑤「心と学びの支援員」の配置

(7) 教育の情報化

国の整備基準を踏まえ、教育用コンピュータを全小中学校に配備している。パソコン教室のコンピュータを計画的にタブレット型に切り替えるほか、校務系・学習領域系のネットワーク分離など、教育用ネットワークのセキュリティ強化を図る。

(8) 学校図書館の充実

- ①学校司書の配置
- ②小中学校の児童生徒用図書整備

(9) 小中一貫英語教育の推進

新たな英語副読本の作成し、小中一貫英語教育の充実を図る。小学校では市採用の英語インストラクターが担当とともに指導にあたり、中学校では外国語指導助手(A L T)を活用し、指導体制の充実を図る。

(10) 理科学教育の振興

- ①(公財)金沢子ども科学財団への支援
- ②理科教育機器等の整備

(11) 特別支援教育、へき地教育の充実

- ①学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒を支援するため、小中学校へ看護師を派遣する。
- ②市全体の特別支援教育の指導力向上のため、中央小学校芳齋分校及び小將町中学校特別分校を実践拠点校に指定し、教員の実践的な研修や教材開発、指導方法の研究を実施している。
- ③特別支援教育支援員及び特別支援教育サポーターの派遣により、特別な教育的支援を要する児

童生徒への支援の強化を図る。

④適切な指導を行うため、特別支援学級、通級指導教室等を設置する。

⑤小規模の複式学級における教育の研究及び他校との交流事業を実施する。

4 教育施設及び予算等の状況

(1) 学校教育施設

金沢市は、小学校と中学校の学校教育においては児童生徒数で95%近くを占める中心的な役割を果たしている。その他の区分の学校教育では、民間、国または県が中心となっている。

(2) 構造別保有面積

小学校、中学校の非木造化については、ほぼ完了した状況である。わずかに残っている木造校舎のうち1,054㎡は、近年に建築した木造平屋建の小学校低学年棟で、昔ながらの材料を使用し地域と共存する意図を持って構想し建築された校舎である。その他は校舎に付随する倉庫・物置等である。

(3) 教育費予算

教育費予算は、老朽化して建替時期を迎えている校舎の建替工事の有無の影響が大きい。令和元年度は、森山町小学校の建替工事、約18億円が予算化されている。

(4) 年度別教育児童生徒1人当り経費

小学校費、中学校費の1人当り経費は大きく変動しているが、学校建設費を除くと、小中学校費の1人当り経費は、僅かずつながら増加している。

5 教育施設及び予算等の他自治体比較

前項に記載した金沢市の学校教育の全体的な状況を、他の中核市と比較した。比較する中核市は、人口が金沢市に近い規模の都市で、地理的位置が偏らない市を選択した。また、中核市平均がわかる数値については、その比較も行った。

(1) 学校数

小学校、中学校は市が中心的役割を果たすという形態は他中核市も同じである。その他の学校教育は、民間、国または県が中心となるが、幼稚園については市立が半分程度を占める都市もあるところ、金沢市は市立幼稚園を有していない。

(2) 構造別保有面積

学校施設の非木造化は、全国的にはほぼ完了に近い状況であるが、金沢市は全国平均よりも非木造化がさらに進んでいる。

(3) 教育費予算

平成30年度で比較すると、金沢市の小中学校費が一般会計に占める割合、及び児童1人当り小学校費は比較対象とした中核市に比べて最も低くなっており、中核市平均も下回っている。但し、4.(3)に記載したように、小中学校費はその年度の校舎建替事業の多寡により大きく変動

する。令和元年度の金沢市の小中学校費の一般会計に対する割合は4.14%であり、また、児童1人当たり小学校費は205,027円である。この数値は他都市に比して低くはない。

(4) 児童生徒教職員数

金沢市は、1校当たり児童生徒数、教職員1人当たり児童生徒数とも、人口同規模の中核市との比較ではほぼ中位となっている。両数値とも中核市平均を上回っているが、金沢市は人口規模では中核市での上位にあるため、自然な結果である。人数に着目した側面では、標準的である。

6 監査対象事業等の選択方針

本監査では、学校教育部のうち小中学校を管轄している教育総務課、学校職員課、学校指導課の三課が所管する全133事業から、予算額が500万円以上の73事業を抽出し監査対象とした。

また、学校往査を行うこととし、小学校53校中3校、中学校24校中3校を抽出し、現地において監査を行った。抽出した小中学校各3校は、小規模校、中規模校、大規模校をそれぞれ1校ずつ選択した。

さらに、過去の外部監査の横断的テーマ（公有財産管理等）において、教育委員会所管事業の一部が監査対象となっているので、その際の指摘事項、意見について、その後の状況を監査対象とした。

7 組織

監査対象として取り上げた学校教育施策を所管する部署は、学校教育部の教育総務課、学校職員課、学校指導課の3課である。

第3 外部監査の結果

第1章 教育総務課所管事業

1 私学振興費

1-1 私立学校振興費

(1) 事業概要

金沢市私立学校運営費補助金交付要綱に基づき、人件費及び教育研究経費を補助対象経費として、私立小学校、私立中学校、私立高等学校へ補助金を交付する。

(2) 監査結果

①補助金額は（学校当り金額）＋（人数当り金額×児童生徒数）となっている。全国的に数多くの自治体で行われている事業であり、補助金の算定基準について他自治体の実態調査も行われていた。特記すべき事項は発見されなかった。

②平成30年度の支出全9件について関係資料を閲覧し、支出事務手続自体の問題は検出されなかった。

平成30年度において全9件のうち6件で補助事業変更承認申請書が提出され、それを受けて変更承認通知書が交付されていた。変更内容はすべて補助対象外経費の金額変更であった。

2 小学校管理費

2-1 学校施設管理費 施設保守管理費

(1) 事業概要

ア 小学校施設設備管理事業

小学校の施設設備の維持管理を行う事業

イ 小学校校舎無人化対策事業

機械警備により校舎の安全管理を行う事業

ウ 小学校樹木管理事業

小学校校地内における樹木の維持管理を行う事業

エ 小学校除雪対策事業

降雪時における小学校の通学路、学校給食搬入路の確保及び山間地学校の施設を維持するため、除雪を行う事業

(2) 監査結果

①施設保守管理の委託費支出として、特記すべき事項は発見されなかった。

2-2 学校施設管理費 学校用地借地解消事業費

(1) 事業概要

購入予定の小学校用地の不動産鑑定及び土地売買契約の締結を行う。

(2) 監査結果

①支出金額の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

②平成 30 年度の借地解消(花園小学校)による効果は、次のとおり花園小学校の借地割合が 47.2% から 13.3%に減少し、学校用地の安定性に大きく寄与している。

平成 30 年度土地取得による借地面積の解消状況

	所有者数	筆数	借地面積	対校地面積割合 (校地面積 9,495 m ²)	H29 借上料 (1 年分)
取得前	12 人	20 筆	4,491 m ²	47.2%	5,137 千円
取得後	10 人	11 筆	1,267 m ²	13.3%	1,451 千円
増減	△2 人	△9 筆	△3,224 m ²	△33.9%	△3,686 千円

経済性に関しては、不動産鑑定料等も含め取得のために 59,644 千円を支出し、この結果、年間借上料が 3,686 千円減少することとなった。

単純計算では将来の支出、約 16 年(=事業費 59,644 千円÷年間借上料 3,686 千円)分の借上料で土地を取得したことになる。

花園小学校は校地の 13.3%が未だ借地状態であるが、花園小学校の借地にかかる全ての賃貸借契約書を確認したところ、契約満了まで長いものは残り 33 年ほどあった。今回の 59,644 千円の取得に係る支出は、仮に 33 年後に学校地を移転し、所有者に返還する場合に比べ、単純計算では 61,994 千円(=年間借上料 3,686 千円×33 年間-59,644 千円)の支出を削減したことになり、大きな前進と言える。

ただし、逆に考えると、現在も続く借地の状態については、経済的に如何に問題があるかが伺える。当該問題については、「**2-3 学校施設管理費 学校用地借上料**」の項に記載した。

2-3 学校施設管理費 学校用地借上料

(1) 事業概要

民有地借上料算定基準(総務局総務課作成)に基づき算定した借上料を、各地権者へ支払う。

(2) 監査結果

①支出額の実在性・正確性を確認するため、平成 30 年度の支出額について関連する資料との突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。

②経済性の観点から、借上料の算定根拠となる民有地借上料算定基準を含め、金額の多寡の検討を行った結果、一時借上料適用利率を用いて借上料を試算した場合に比べ、年間 91,692 千円多く支出されたこととなる。

【意見】

現状、支払っている借上料(賃借料)については、近傍類似の民間賃貸実例に比して多額に支払われているものと考えられることから、借地解消に向けた検討を進めていく必要がある。

2-4 学校施設管理費 校費

(1) 事業概要

校費を児童数や学級数等の学校規模に応じて各校へ配当する。各小学校で、資金前渡制度等運

用基準及び校費事務取扱要領に基づき、資金前渡金請求から精算までの一連の事務を執行する。

(2) 監査結果

- ①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為伺書、納品書等を閲覧した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②学校別の配当額・精算額について、特記すべき事項は発見されなかった。

2-5 管理物品整備費

(1) 事業概要

更新計画に基づき防災性能を有したカーテンを整備し、火災時における学校施設の安全性及び遮光による教育環境の向上等を図る。既設置の防災カーテン取付面積を採寸した後、学校要望を踏まえ、予算の範囲内で更新又は整備を実施する。

(2) 監査結果

- ①事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

2-6 学校安全管理総合対策費

(1) 事業概要

学校行事における受付配置と巡回警備の実施（委託）及び安全管理対策を目的とした施設の改修を行い、学校における児童の安全確保と学校の安全管理対策を促進する。

(2) 監査結果

- ①委託費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

2-7 学校施設改修費

(1) 事業概要

ア 小学校校舎改修費

校舎の破損の著しい箇所を修繕・整備する。

イ 小学校屋外施設改修費

屋外施設の経年劣化等に対応する。

ウ 小学校特別支援学級施設整備費

特別支援学級に対応する施設整備を行う。

エ 小学校施設一般改修費

突発的に不具合が発生した際に修繕を行う。

オ 小学校原材料費

学校施設補修用の原材料に要する費用。

カ 小学校通学路改修費

指定通学路で児童の安全を期すための整備を行う。

(2) 監査結果

①施設改修等の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

3 小学校教育振興費

3-1 特別支援教育就学奨励費

(1) 事業概要

特別支援学級・通級教室への通学の特殊事情に鑑み、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給することにより、特別支援教育の普及奨励を図る。

(2) 監査結果

①特別支援教育就学奨励費としての支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

3-2 児童就学奨励費

(1) 事業概要

経済的理由により、就学が困難と認められる児童の保護者に対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給し経済的な負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

(2) 監査結果

①児童就学奨励費としての支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

3-3 へき地通学児童輸送費

(1) 事業概要

児童生徒数の減少に伴う学校統合等により、通学距離が延伸した地域における児童を送迎するため、市が所有するスクールバスの運行管理業務を委託する。また、タクシー会社にスクールタクシー運行業務を委託する。

(2) 監査結果

①児童生徒数が減少を続ける時代にあって、学校統合は避けて通れないものとなっている。そのため、特に中山間地において遠距離通学を余儀なくされる事態が生じることとなり、児童及び保護者に係る時間的経済的負担を緩和するための施策として当事業が行われている。その趣旨及び内容について、問題は検出されなかった。

②平成30年度の支出全22件について関係資料を閲覧し、支出事務手続の問題は検出されなかった。

③スクールバスの運行管理報告書、スクールタクシーの児童輸送業務委託結果報告書を閲覧し、その内容に問題は検出されなかった。

4 小学校建設費

4-1 森山町小学校校舎改築事業費

(1) 事業概要

森山町小学校はもっとも古い部分が昭和31年に建設され、建築から60年以上が経過し、耐震性に問題があり老朽化も著しく構造上危険な状態にあった。当該校舎は耐震基準を満たしていないため、国の補助制度を利用しながら、建替工事を行うものである。

(2) 監査結果

①平成30年度に締結された契約より1,000万円以上の建築工事、設備工事につき、関連資料を閲覧し検証した。

工事をその1、その2に区分しているが、工事その1は、「管理・教室棟、渡り廊下棟、階段棟屋内運動場棟の改修」及び関連する設備工事を内容とし、工事その2は、「プール・教室棟」及び関連する設備工事を内容としている。平成30年度は上記すべての契約の工事施工業者を決定したが、工事進捗状況から建築工事の支出のみが発生している。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。特に、金額の大きな建築工事の2契約については、3社により構成される特定建設工事共同企業体の参加を求め、総合評価方式（価格と技術力を加味した評価）により選定されていた。設備工事に関しては予定価格を公表した入札のため、すべての工事で入札者の入札金額が同額となり、任意の抽選により業者決定がなされていた。入札額が同額となるのは、工事の請負契約に係る最低制限価格算出要領により最低制限価格の算出手法が明記されており、予定価格が公表されれば最低制限価格が想定できるためと考えられる。

建築工事については、契約金額が2億円以上の大規模工事のため、議会の議決に付すべき契約に関する条例及び金沢市契約規則第27条第1項に従い、平成30年8月に仮契約を締結し、その後平成30年9月開催の市議会による議決を得て、本契約の成立としている。平成30年度の支出については、契約に従い出来高を算定し部分払い請求に応じて支払いがなされている。その他の設備工事については、平成30年度は工事が行われていないため支払いはない。

学校施設環境改善交付金については、平成28年度分がプール解体・旧校舎解体工事の対象事業費の1/3を交付し、平成29年度分が新校舎建築費の平成30年度部分完成対象事業費の1/3を交付するものである。いずれも交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続については適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

4-2 戸板小学校校舎増築事業費

(1) 事業概要

戸板地区の児童数の増加に伴う普通教室の不足に対応するため、校舎増築工事を実施する。普通教室6室程度の増設、廊下等並びに建物周囲の外部付帯工事を行う。

(2) 監査結果

①平成30年度事業費232,272千円のうち1,000万円以上の3契約（金額合計159,258千円）について関連資料を閲覧し検証した。

平成 29 年度中に建築工事等の実施設計業務を完了し、建築工事・設備工事の業者を選定、契約締結まで実施した。平成 30 年度に実際の工事が行われ、平成 30 年度中に完了している。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。

公立学校施設整備費国庫負担金については、平成 29 年度分と平成 30 年度分の対象となる建築工事代金の概ね 1/2 が交付され、交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続きについては適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

4-3 米丸小学校教室改修事業費

(1) 事業概要

米丸地区の児童数の増加に伴う普通教室の不足が見込まれるため、校舎特別教室棟の教室改修及び特別教室棟の増築工事のための事業である。併せて、拠点避難所である体育館 1 階トイレの全面改修を行う。

(2) 監査結果

①平成 30 年度事業の支出全件について、関連資料を閲覧し検証した。

建築工事にかかる実施設計業務に関しては制約付き一般競争入札の方式による 11 社の入札参加により委託先を決定、設備工事に係る実施設計業務に関しては、指名競争入札の方式による 7 社の入札参加により委託先を決定しており、各々、適切に事業者選定が行われていた。実施設計業務に関して、成果物である図面等を確認し業務委託完了届に合格確認を行っている。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業実施結果の確認及び委託料支出手続きについては、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

4-4 小学校大規模改造事業費

(1) 事業概要

市内小学校校舎について、建築後 20 年以上経過し、施設の経年劣化により建物の損耗・機能低下が見られるものに対する復旧改修を実施する。国の学校施設環境改善交付金事業を考慮し、老朽化建築物の改修・トイレの洋式化に関して補助金を利用しながら事業を実施する。要件を満たせば、国からは対象事業費の概ね 1/3 の補助金の交付を受けることができる。

(2) 監査結果

①平成 30 年度事業費 569,311 千円のうち 100 万円以上の 21 契約（金額合計 566,070 千円）について、関連資料の閲覧を実施し検証した。平成 30 年度については、多くの学校で全 3 期計画の 2 期目の工事実施が行われている。

内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事設計図面等）を閲覧した。業者選定について、実施設計委託については、指名競争入札方式を、工事契約に関しては制約付一般競争入札方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。交付金申請書類についても特に問題になる事象は認められていない。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続きについては、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

4-5 学校施設改良事業費

(1) 事業概要

小学校の施設改良を行う。以下の7つの小事業を構成要素としている。

	小事業名	事業概要
1	小学校校舎改良事業	校舎内部の老朽化に対し、改修を行う事業
2	小学校体育館改良事業	体育館の老朽化に対し、改修を行う事業
3	小学校プール改修事業	プール施設の老朽化に対し、改修を行う事業
4	小学校屋外施設改良事業	屋外施設の老朽化に対し、改修を行う事業
5	バリアフリー推進施設改良事業	学校施設のバリアフリー化を進めるため、施設改良を行っていく事業
6	小学校緑化推進事業	学校の緑化を推進するため、校地に芝生を整備する事業
7	小学校図書室環境整備事業	図書室の環境整備を行う事業

(2) 監査結果

①事務の適正性について

平成30年度の支出全件につき、内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事図面等）を閲覧した。業者選定について、工事契約に関しては制約付一般競争入札の方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。予定金額が少額であり、随意契約によることができるもの（工事契約130万円、その他50万円以下）についても、見積書を徴求し適切な価格で事業実施を行っていた。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

4-6 小学校エコ改修事業費

(1) 事業概要

夏期間も快適な教育環境を確保するため、普通教室、特別支援教室及び冷房空調の無い特別教室を対象に送風機を設置する。平成24年～平成26年 全小学校の普通教室、特別支援教室に送風機を設置（各普通教室に3台、各特別支援教室に1台）した。平成28年～令和元年 特別教室（理科室、図画工作室、家庭室）に送風機を設置（各特別教室に4台）した。

(2) 監査結果

①平成30年度事業の支出全件について、関連資料の閲覧を実施し検証した。

すべての契約が1契約あたり50万円以下の契約となっており、金沢市契約規則上も見積書を徴求する以外は特段の業者選定手続きは要請されていない。すべての契約について、見積書の徴求を確認した。1台当たりの設置代金は2万円～4万円の範囲で収まっており、すべて支出負担行為何額以下の金額で契約を行っている。契約単位は1件当たり少額であり、これを取りまとめて価格メリットを追求することよりも、夏までにすべての送風機設置を完了させる機動性が優先されるべきであり、特段の問題とは考えなかった。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

5 中学校管理費

5-1 学校施設管理費 施設保守管理費

(1) 事業概要

中学校施設設備の維持管理を行い、安全等の確保を図る。

ア 中学校施設設備管理事業

中学校の施設設備の維持管理を行う事業

イ 中学校校舎無人化対策事業

機械警備により、校舎の安全管理を行う事業

ウ 中学校樹木管理事業

中学校校地内における樹木の維持管理を行う事業

(2) 監査結果

①施設保守管理費の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

5-2 学校施設管理費 学校用地借上料

(1) 事業概要

民有地借上料算定基準（総務局総務課作成）に基づき算定した借上料を、各地権者へ支払う。

(2) 監査結果

①支出額の実在性・正確性を確認するため、平成 30 年度の支出額について関連する資料との突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。

②経済性の観点から、借上料について検討を行った結果については、「**2-3 小学校管理費 学校施設管理費 学校用地借上料**」に合わせて記載している。

5-3 学校施設管理費 校費

(1) 事業概要

校費を生徒数や学級数等の学校規模に応じて各校へ配当する。各中学校で、資金前渡制度等運用基準及び校費事務取扱要領に基づき、資金前渡金請求から精算までの一連の事務を執行する。

(2) 監査結果

①事業費支出の適切性を確認するため、支出負担行為伺書、納品書等を閲覧した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

②学校別の配当額・精算額について、特記すべき事項は発見されなかった。

5-4 学校施設改修費

(1) 事業概要

中学校施設の維持管理を適正に行い、生徒の安全確保や教育環境の向上を図る。

ア 中学校校舎・屋外施設改修

イ 特別支援学級施設整備

ウ 突発的な不具合が発生した場合の修繕

(2) 監査結果

①学校施設維持管理の事業費支出の適切性について、特記すべき事項は発見されなかった。

6 中学校教育振興費

6-1 生徒就学奨励費

(1) 事業概要

経済的理由により、就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等を支給し経済的な負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

(2) 監査結果

①生徒就学奨励費の支出について、特記すべき事項は発見されなかった。

6-2 遠距離等生徒通学費補助

(1) 事業概要

金沢市立小学校及び中学校の児童生徒に対し、遠距離通学にかかる困難を解消するため交通機関等を利用するにあたり、その経済的負担の軽減を図る。

(2) 監査結果

①当事業において特例が定められている特例区域外通学者について「金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例」に記載がないため(施行規則に記載あり)、その合理性について考察した。特例区域外通学者とは、特認校に指定されている山間部の小中併設校3校に通学を希望する児童生徒のことである(金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則)。これは自然豊かな環境、少人数、小中連携等の特色を活かした教育を受けたいという保護者及び児童生徒の希望と、学校規模の適正化及び受入校の活性化を図るとともに全市の保護者と児童生徒に学校選択の機会を提供したいという市側の指向の基に策定された制度であり、多くの場合遠距離通学となる。

一般の遠距離通学者に対しては、バスや電車の場合、運賃の2分の1が補助されるが、この特例区域外通学者に対しては、異なる基準が採用されている。往復10kmまでを補助対象距離、それを越える距離については全額自己負担というものである。これは、かなりの遠距離になることと保護者と児童生徒の意思で学校を選択しているということを考慮したものであり、内容としては理解できるものである。補助金額の考え方が異なる分類については、条例で定めておくことが望ましいとは考えるが、事業の趣旨及び内容について特に問題はなかった。

②平成30年度の支出全120人に関する起案書類、及び抽出した10人の補助金額計算において問題は検出されなかった。

7 中学校建設費

7-1 泉中学校建設事業費

(1) 事業概要

平成26年4月に野町小学校と弥生小学校が統合し泉小学校が開校したが、これに合わせ建築

後 50 年以上が経過し施設の老朽化がすすんでいる泉中学校について一体整備を行うものである。なお、泉中学校は国の定める耐震基準を満たしていない不適格改築建築物として建替工事を行う。

(2) 監査結果

①平成 30 年度に締結された契約より 1,000 万円以上の建築工事、設備工事その他につき、関連資料を閲覧し検証した。

平成 30 年度は建築工事实施設計、隣地既設建物解体工事及び建築工事の前払いの支出があった。電気設備工事及び機械設備工事については、工事施工業者を決定したが工事が行われていないため、支出は発生していない。

業者選定に対して、すべて制約付き一般競争入札の方式により監理課主導で決定されている。特に、金額の大きな建築工事については、3 社により構成される特定建設工事共同企業体の参加を求め、総合評価方式（価格と技術力を加味した評価）により選定されていた。設備工事に関しては予定価格を公表した入札のため、入札者の入札金額が同額となるものもあり、任意の抽選により業者決定がなされていた。なお、機械設備工事について、任意抽選順位第 1 位の事業者が選出されたが、入札参加資格の審査をしたところ、要件を充足していない項目があったため当該事業者を失格とし、抽選順位第 2 位の事業者の入札参加資格の審査を行い、問題が無かったため、抽選順位第 2 位の事業者が落札事業者となった。入札参加資格審査も適切に実施されている。

建築工事については、契約金額が 2 億円以上の大規模工事のため、議会の議決に付すべき契約に関する条例及び金沢市契約規則第 27 条第 1 項に従い、平成 31 年 2 月に仮契約を締結し、その後平成 31 年 3 月開催の市議会による議決を得て、本契約の成立としている。平成 30 年度の支出については、契約に従い前払金のみを支払っている。

学校施設環境改善交付金については、平成 30 年度分対象事業費の 1/3 を交付されたが、交付決定通知を確認した。

以上より、当該事業に関する事業目的、業者選定手続き及び事業費支出手続きについては適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

7-2 中学校大規模改造事業費

(1) 事業概要

市内中学校校舎について、建築後 20 年以上経過し、施設の経年劣化により、建物の損耗、機能低下に対する復旧改修を実施する。国の学校施設環境改善交付金事業を考慮し、老朽化建築物の改修・トイレの洋式化に関して補助金を利用しながら事業を実施する。要件を満たせば、国からは対象事業の概ね 1/3 の補助金の交付を受けることができる。

(2) 監査結果

①平成 30 年度決算の事業費 310,589 千円のうち主として金額 100 万円以上の 10 契約（金額合計 303,003 千円）について、関連資料の閲覧を実施した。平成 30 年度については、多くの学校で全 3 期計画の 2 期目の工事が実施されている。

内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物（工事完成写真、工事設計図面等）を閲覧した。業者選定について、実施設計委託については、指名競争入札方式を、工事契約に関しては制約付一般競争入札方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。交付

金申請書類についても特に問題になる事象は認められていない。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

7-3 学校施設改良事業費

(1) 事業概要

経年により老朽化・陳腐化した中学校施設の改良・修繕工事を実施する。以下の5つの小事業を構成要素としている。

	小事業名	事業概要
1	中学校校舎改良事業	校舎内部の老朽化に対し、改修を行う事業
2	中学校プール改良事業	プール施設の老朽化に対し、改修を行う事業
3	中学校屋外施設改良事業	屋外施設の老朽化に対し、改修を行う事業
4	バリアフリー推進施設改良事業	学校施設のバリアフリー化を進めるため、施設改良を行っていく事業
5	中学校図書室環境整備事業	図書室の環境整備を行う事業

(2) 監査結果

①平成30年度の支出1～5の11件中8件(各々の項目少なくとも1件以上)につき、内容、決裁状況を確認し関連資料との突合及び委託内容の成果物(工事完成写真、工事図面等)を閲覧した。業者選定について、工事契約に関しては制約付一般競争入札の方式をとっており、監理課主導で適切に実施されていた。予定金額が少額であり、随意契約によることができるもの(工事契約130万円、その他50万円以下)についても、見積書を徴求し適切な価格で事業実施を行っていた。

以上より、当該事業に関する実施結果の確認及び委託料支出手続については、適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

8 学校保健費

8-1 学校環境衛生管理費

(1) 事業概要

ア プール用薬剤配布

市立小中学校のプール用薬品(消毒剤・凝集剤)の一括購入・配布を行う。

イ 水質検査及び空気検査

小中学校の適切な環境維持のために、学校衛生管理基準に基づく定期検査及び臨時検査を公益社団法人石川県薬剤師会及び民間業者に委託する。

(2) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

③水質検査及び空気検査について

ア 水質検査について

学校環境衛生基準等に準拠した検査が行われており、特記すべき事項は発見されなかった。なお、平成 30 年度の年 2 回の検査の結果、一部の小学校にて、残留塩素等の不適合が検出されていたが、学校薬剤師による指導改善等により対応が行われていることを確認した。

イ 空気検査について

「学校環境衛生基準 第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準」では、揮発性有機化合物の室内濃度検査については、毎年度 1 回定期的に、各校いずれか 1 か所以上で検査を行うことが必要とされている。ただし、検査結果が著しく基準を下回っている場合等の特定の条件においては、当該教室等について、次回からの検査が省略可能なものとされている。

一方、金沢市では全校一律に、3 年に 1 回の周期でしか検査が行われていない。また、検査結果が基準値を超過した教室等については、室内の換気を促す通知がされるのみで、次回からの検査が省略されている。

したがって、現状、金沢市で実施している空気検査については、検査頻度や検査対象において、学校環境衛生基準に準拠していないと認められる。空気検査については、学校環境衛生基準に準拠して、全校を対象に、毎年度 1 回定期的に検査を行う必要がある。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とする必要がある。

【指摘事項】

学校衛生管理基準に基づく定期検査のうち、空気検査については、全校を対象に毎年度 1 回定期的に検査を行うべきである。また、基準値を超過した教室等については、翌年度も検査対象とすべきである。

8-2 児童生徒医療援助費

(1) 事業概要

就学援助制度の認定を受けた児童生徒が健康診断・健康相談等により学校病の治療の指示を学校から受けた場合に、医療機関での医療費の個人負担額相当を免除し、市が医療機関に対して医療費を支払う。

(2) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

9 学校給食費

9-1 共同調理場費 共同調理場施設衛生環境改善事業費

(1) 事業概要

「既存共同調理場改修計画」（以下、「改修計画」という。）に基づき、空調設備が未整備の共同調理場への空調設備導入の推進及びその他必要な施設改修工事を行う。

(2) 監査結果

①森本共同調理場の事務室増築工事について

工事事務が適正に行われているか検証した結果、設計書・入札の手続き・工事の引渡までの手続きは、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。また、計画策定時の現況調査で改善が必要とされた問題点は、概ね解消されていることを確認した。

②再整備計画の進捗状況と現時点の問題点について

平成 22 年度の計画策定後、約 10 年間が経過しているが、以下の 2 点については計画に基づく対応が図られている。

- ・小立野共同調理場の改築
- ・戸板小学校調理場の廃止・統合

しかしながら、計画の核となる共同調理場の新設については、平成 25 年度に建設に関する基本計画が策定されているものの、建設地等の問題から建設の決定には至っておらず、以後も候補地の選定が続いている状況であり、再整備計画のとおりに進んでいるとはいえない。

一方で、統廃合予定の調理場については、改修計画の対象とはされていないため、衛生環境等の改善は図られていない状況にある。そのため、現時点においても以下のような問題点を抱えたまま運営されている。

- ・鞍月共同調理場は昭和 56 年以前に建築された「旧耐震基準」に基づく建築物であるが、耐震性を高めるための改修が行われていない。
- ・空調設備の未整備等、学校給食衛生管理基準上、改善に努めるべき問題点が残っている。

また、再整備が延期されれば、施設維持のための修繕費等が増大し、運営の効率性を害することが懸念される。実際に、共同調理場の施設補修費（存続予定の共同調理場を含む）の予算は補正が必要となる傾向が続いており、単独校調理場の施設補修費も予算を超過する傾向が続いている。

以上の状況に鑑み、学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づく統廃合を早急に推進すべきものとする。

【意見】

学校給食調理場の衛生環境の改善と施設運営の効率化のために、「金沢市学校給食調理場再整備計画」に基づく統廃合を推進する必要がある。

9-2 共同調理場費 施設設備整備費

(1) 事業概要

共同調理場施設の維持補修や給食用備品の修繕・更新により、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。

ア 施設補修費

調理場施設や設備の維持補修のための修繕を実施する。

イ 給食用備品購入費

調理用機器等の更新を実施する。

ウ 給食用備品補修費

調理用機器等の故障・不具合の修繕を実施する。

(2) 監査結果

①平成30年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

9-3 共同調理場費 管理運営費

(1) 事業概要

共同調理場の適切な管理・運営を維持し、安全・安心な学校給食の円滑な提供を確保する。以下の5つの事業費からなる。

ア 給食配送費

共同調理場で作った副食を各小中学校へ配送する（委託事業）。

イ 調理業務委託費

共同調理場3施設（西部、北部及び東部）において、給食の調理、食器等の洗浄消毒及び日常点検等の業務委託を行う。

ウ 光熱水費

電気、都市ガス、上下水道等

エ 管理運営一般経費

調理場設備の保守点検その他の一般的な管理運営や必要な物品購入を行う。

オ 食品リサイクル推進事業費

調理場から排出される野菜くずについて、再生利用事業者により収集運搬・再生処理を実施する。

(2) 監査結果

①平成30年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

③共同調理場の調理業務の外部委託について

現状、調理業務が外部委託されている調理場は、西部、北部及び東部共同調理場の3施設であり、対象の小中学校は27校、金沢市の全市立小中学校に占める外部委託比率は34.6%である。東部共同調理場が開設した平成19年以降、新たに調理業務が外部委託化された調理場はないため、学校の統廃合等の影響を除外すると、金沢市の外部委託比率は横ばいの状況が継続している。

この間、「金沢市学校給食調理場再整備計画」（9-1 共同調理場施設衛生環境改善事業費参照）に基づく共同調理場の統廃合が進んでいないこともあり、調理業務の外部委託化について、十分な検討が進んでいない。

文部科学省が公表している「学校給食実施状況等調査」によると、調理業務の外部委託比率の全国平均値は、平成19年度の22.7%から平成30年度は50.6%へと大きく上昇している事実もあることから、学校給食運営の効率性・経済性の観点で、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

【意見】

学校給食運営の効率性・経済性の観点から、学校給食調理業務の外部委託化の拡大について検討を行う必要がある。

9-4 単独校調理場費 施設設備整備費

(1) 事業概要

以下の4つの事業費からなる。

ア 給食用リフト更新事業費

各校に設置された給食運搬用のリフトの更新を行う。

イ 施設補修費

調理場施設や設備の維持補修のための修繕を実施する。

ウ 給食用備品購入費

調理用機器等の更新を実施する。

エ 給食用備品補修費

調理用機器等の故障・不具合の修繕を実施する。

(2) 監査結果

①工事事務が適正に行われているか検証した結果、設計書・入札の手続き・工事の引渡までの手続きは、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②平成30年度中の支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

9-5 単独校調理場費 管理運営費

(1) 事業概要

以下の2つの事業費からなる。

ア 燃料費

プロパンガス、都市ガス

イ 管理運営一般経費費

調理場設備の保守点検その他の一般的な管理運営や必要な物品購入を行う。また、便培養検査等、各小中学校や調理場全体に関する管理運営業務の一部を行う。

(2) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

9-6 学校給食援助費

(1) 事業概要

経済的理由によって就学が困難な世帯の児童生徒の保護者が負担した給食費について、市が実

費相当分を支給する。

(2) 監査結果

①支給事務について適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。平成 30 年度の支給対象の児童生徒数は小学生 3,478 人、中学生 1,888 人の計 5,366 人であるが、担当課で把握されている平成 30 年 5 月 1 日時点の準要保護世帯の児童生徒数は 5,634 人である。差異の 268 人については、主に不登校により喫食していない児童生徒である。

第2章 学校職員課所管事業

1 教育指導費

1-1 小中一貫英語教育事業費

(1) 事業概要

小中一貫英語教育の推進のため、小中学校9年間を見通した英語教育カリキュラムのもと、英語インストラクターやALT(外国語指導助手)を活用することで、指導体制の充実を図る。

(2) 監査結果

- ①外国語指導助手については、自治体国際化協会が全国の小中学校に斡旋する体制となっているため、自治体側が人物評価を行うことが難しいという課題がある。英語インストラクターについては、小学校の英語教育は5、6年生を対象に行われている自治体が多いが、金沢市では3～6年生を対象にしている。このため、今後の小学校における英語授業の時間数増への対応が課題となる。このような課題を抱えているものの、現状においては事業の趣旨及び内容について問題はなかった。
- ②平成30年度の支出起案書類全体を閲覧し、インストラクターに対する報酬を特定月について計算突合を行った結果、特記すべき事項は発見されなかった。

1-2 コミュニティ・スクール推進費

(1) 事業概要

学校ごとに、地域団体の代表や保護者代表等からなる学校運営協議会を設置する。年間2～5回程度会議を開催し、校長が学校の運営方針を説明し承認を得るほか、学校の現状や課題等について、委員から多岐にわたり意見を出してもらおう。また、学校から保護者や地域の方々にも協力してもらいたいこと等を提案し、具体的にどのようなことができるか協議を行う。

(2) 監査結果

- ①法改正により新たに学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに対応するものであり、その趣旨及び内容に問題はない。
- ②支出の内容は学校運営協議会に係る委員謝礼、消耗品費、印刷費等であり、ほぼ全校において、導入年度のため必要なものを購入するという画一的な支出が行われていた。平成30年度は全小学校で等しく予算30万円となっているが、本事業の趣旨からすると2年目以降は学校ごとに工夫を求めていくことが望ましいであろう。

なお、56校中2校だけ委員謝礼(1名1回2,000円)の支払がない学校があったが、これは委員が受け取りを辞退したからということであった。教育委員会としては一律の取扱いを求めており、2年目からは支払うように指導したとのことである。

【意見】

本事業が有効に発展していくため、2年目以降は学校ごとに工夫が見られる事業となることが望ましい。全校で一律の委託料を交付しているが、弾力的な運用ができないか検討を行う必要がある。

2 小学校管理費

2-1 学校施設管理費 校舎管理体制整備費

(1) 事業概要

学校現場での施設管理や環境整備を滞りなく実施するために、正規未配置校に非常勤職員やシルバー人材センターから派遣される校舎管理補助員を配置する。

- ア 非常勤校舎管理員の配置（市職員等を再雇用）
- イ 校舎管理補助員の配置（週 40 時間）
- ウ 日常業務の民間委託を推進

(2) 監査結果

①校舎管理体制整備費の委託費として、支出の適切性に特記すべき事項は発見されなかった。

3 学校保健費

3-1 教職員健康診断費

(1) 事業概要

毎学年定期に実施するものとされている教職員の健康診断（学校保健安全法第 15 条）を事業者への業務委託により実施する。

(2) 監査結果

平成 30 年度に実施された委託事業について、関連資料を閲覧し、委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

第3章 学校指導課所管事業

1 教育指導費

1-1 金沢型学校教育モデル実践費 金沢ベーシックカリキュラム実践推進費

(1) 事業概要

各校が個々の実情や特色等を生かしながら、課題解決のための研究内容や手段を選択し、改善・充実のための計画を立案する。実施計画の内容をもとに委託料を支払い、各校が選択した課題解決のために、2年間（2018～2019年度）にわたって継続して実践研究を行い、公開研究や文書発表を通じて、成果を市内の小中学校に普及する。

(2) 監査結果

①新学習指導要領に定める「主体的・対話的で深い学び」（平成29年告示学習指導要領第1章総則第1、2項柱書）を実現すべく、各学校が課題を設定し、2年にわたって実践研究を行った上、研究発表を行い、その成果を共有するものである。事業の趣旨、予算の配分条件、研究内容等について特記すべき事項は発見されなかった。

②平成30年度から開始された事業であり、2年事業のため、まだ事業実施の途中段階であるが、平成30年度分の結果について、各校から報告書が提出されている。事業の実施状況につき、特段の問題は発見されなかった。

③公開研については必ずしも資料作成は求められていないが、平成30年度において資料を作成した3校について資料を閲覧した。特段の問題は発見されなかった。

④配分された予算は、外部講師に対する謝礼金や消耗品（コピー用紙等）費、旅費等に使用されている。使途は委託事業結果報告書に記載されており、同報告書を閲覧したが、委託料の使途について特段の問題は発見されなかった。

⑤委託料は公開研や文書発表の可否等に関連して金額が異なる。しかし、委託契約書はすべて同じ書式で作成されており、契約書に添付されている仕様書（委託事業の内容を記したもの）も同じである。各校に対しては、実施要領において公開研や文書発表の可否が告知されているが、契約書において明確に定められていない。委託料によって実施すべき内容が異なるのであるから、その点を契約書に明示する必要がある。なお、本事業は令和元年度で終了となるためこれから改善することはできないが、今後、類似の事業がある場合には留意が必要である。

1-2 金沢型学校教育モデル実践費 金沢ふるさと学習推進費

(1) 事業概要

ふるさとに関する調べ学習を通じて、金沢のまちに愛着と誇りを持つまちづくりの担い手を育成する。偉人の生き方を学び、偉人を通して地域の歴史、文化を知るための「金沢の偉人」たちに関する調べ学習を支援する。

(2) 監査結果

①ア 偉人に関する施設・史跡見学について

偉人に関する施設や史跡を見学する際のバス代を全額助成している。施設では、金沢ふるさと偉人館や泉鏡花記念館、鈴木大拙記念館など、金沢の偉人に関連する施設全般が対象である。史跡としては、辰巳用水や長坂用水などが過去に見学対象となっている。

イ 夢作文コンクールについて

金沢の偉人の生き方を通し、自らの夢を作文にするコンクールである。中学生を対象としている。応募数の推移は以下のとおりである。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
応募数	48	45	68	66	74

②平成 26 年度から平成 30 年度の夢作文コンクール入賞者の作文を閲覧した。様々な偉人が取り上げられている。内容は、各偉人があげた成果だけでなく、成果を上げるまでの努力や信念等に触れ、大きな刺激を受けていることがうかがわれた。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-3 小中一貫英語教育充実費

(1) 事業概要

ア 市独自の英語副読本の作成・活用（小学校「Sounds Good（3分冊）」、中学校「This is KANAZAWA」）

イ 英検 J r.、英検 I B A 及び英語学習アンケートを実施

ウ 英語教材の整備（英語教材購入費を予算配分）

エ 小中一貫英語教育推進アドバイザーの派遣（学校訪問による効果的な実践、課題等の指導助言）

(2) 監査結果

①過去 4 年間の英語教育実施状況調査による、金沢市の中学 3 年生の英検 3 級レベル到達者割合は、すべての年で全国及び石川県を上回っていた。

②金沢市独自の英語副読本を採用し、金沢の歴史や文化を学びながら、これを英語で発信できるコミュニケーション能力を養う工夫がなされている。小中学校用の教材として特記すべき事項は発見されなかった。

③英検 J r. は小学 6 年生を対象に、英検 I B A は中学 3 年生を対象として実施されている。全児童・生徒が受験している。特記すべき事項は発見されなかった。

④小学 6 年生及び中学 3 年生を対象に、英語学習意識調査アンケートが実施されている。小学 6 年生については合計 21 問、中学 3 年生については合計 17 問のアンケートが実施され、回答が集計されている。特記すべき事項は発見されなかった。

⑤学級担任（小学校教師）の英語指導能力の向上が見られ、授業でも主導的役割を担うようになってきた点などが積極的に評価されているものの、授業の手法に関する課題の指摘もなされている。今後もアドバイザーの助言も参照しつつ、さらなる向上が期待される。特記すべき事項は発見されなかった。

⑥支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-4 いじめを許さない学校づくり推進費

(1) 事業概要

金沢市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための施策を総合的かつ効率的に実施することにより、いじめを許さない学校づくりへの取組みを強化する。

- ア いじめの防止等のための組織
- イ ネットいじめ防止講演会の実施
- ウ 児童生徒対象のアンケートの実施
- エ 危機管理アドバイザーの設置
- オ hyper-QU アンケートの実施

(2) 監査結果

①金沢市いじめ問題対策連絡協議会の平成 26 年度から平成 30 年度の議事録を閲覧した。

学校や警察、PTA など参加者がそれぞれの立場で取り組んでいる対策の現状や課題などを紹介したり、意見交換を行っている。特段の問題は発見されなかった。

金沢市いじめ防止等対策委員会については、年 1 回開催されているが、平成 30 年度開催分について、会議内容の要点筆記はあるものの、議事録は作成されていない。なお、金沢市いじめ防止等対策委員会は「重大事態」の発生時も開催されることとなっているが、現在まで「重大事態」は発生していない。

議事録が作成されていない理由は、金沢市からの現況報告が中心のためという理由であるが、金沢市担当者からの現況報告が中心であるとしても、その報告内容に対して専門家からの意見等が出る場合もあると思われるし、また、どのような報告をどの程度したのかを明らかにするという観点からも議事録は作成すべきであると考える。

【意見】

金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。

②ネットいじめ防止講演会は、平成 26 年度に開始され、全ての小中学校において年 1 回開催されている。警察官や大学教授、通信会社の担当者などを講師として招聘し、講演会を行っている。特段の問題は発見されなかった。

③アンケートは、市立小学校 1 年生～高等学校 3 年生を対象としており、「携帯電話・インターネット」に関するアンケートと、「いじめ」に関するアンケートがあり、いずれも匿名で回答する形式となっている。アンケート内容及び集計アンケート結果の分析について、特段の問題は発見されなかった。

④危機管理アドバイザーは警察官OBが 1 名採用されている。訴訟のおそれがある案件や、犯罪につながる暴力事案への対応について指導助言し、学校が迅速かつ的確に対応することで、早期解決できるように支援する活動を行っている。学校からの要請に応じて各学校への訪問、巡回等を行っている。特段の問題は発見されなかった。

⑤hyper-QU アンケートとは、不登校になる可能性の高い生徒の早期発見やいじめの発生・深刻化の予防やいじめ被害にあっている生徒の発見等に活用することを目的とするアンケートであり、全国約 370 の自治体で採用されている。アンケート内容や集計状況に特記すべき事項は発見されなかった。

⑥hyper-QU アンケートの集計結果は、組織的な情報共有やいじめの未然防止、児童生徒の理解、学級の雰囲気づくり等のために活用されており、中学校では、個人面談や保護者懇談においても活用されている。特記すべき事項は発見されなかった。

⑦支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-5 特色ある学校づくり推進費 スクールサポーター活用推進費

(1) 事業概要

平成 13 年度より事業を開始し、平成 14 年 1 月に制定された金沢子ども条例の具体化施策の一つに位置づけられ、児童生徒の興味・理解度を深めるために、その分野に詳しい地域人材をゲストティーチャー、大学生をユースサポーターとして授業補助を依頼していた。現制度は両者をスクールサポーターと総称し、各学校の自主性に基づき、計画的に地域人材・大学生等の外部人材を招聘し、教員とのチームティーチングにより授業を実施する。

(2) 監査結果

①事務手続について、平成 30 年度発生の 15 校の取り組みを検証したところ、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

この制度を利用していない学校もあるが、平成 30 年度においては、雪不足によるスキー遠足の中止等が主な原因ではあるものの、配当時間を使用しなかった割合が大きく増加している。教育委員会は、年度当初の校長会議において、当該事業の効果的かつ積極的な活用につき説明することで前向きな実施を促すことにしている。

1-6 特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費

(1) 事業概要

金沢市では、平成 26 年度より従来の 2 学期制から新たな 3 学期制を実施している。教師が 1 学期を「基礎」、2 学期を「向上」、3 学期を「充実」と位置づけ、学びの 3 ステップとして各々の学期で意識して指導することを目的としたものである。各々の学期を長期休暇で区切り、長期休暇期間も補充学習やサマースクール等を実施し、前学期の振り返りと次学期への予習のための時間を確保することができる。また学校の取り組みを保護者や地域住民に周知させるべく、学校だよりの発行、学校単位のスクールフォーラムの開催など取り組みの支援のために必要な費用を予算化するものである。

(2) 監査結果

①各学校に学校長を代表とする〇〇小学校教育研究会という任意団体を組成し、各研究会に新 3 学期制実践促進事業費として規模に応じた委託料を支給している。教育委員会が統一的に事業を行うのではなく、各研究会へ委託することにより学校・地域の実状に応じ弾力的な運用を図るものである。

スクールフォーラムや学校公開週間、サマースクールについて、全研究会より実施計画と実施報告書を徴求し、担当課において成果と今後の改善策を取りまとめている。

支出に関しては、各研究会より委託事業結果報告、収支精算書、現金出納帳（資金使途も具体的に記載）、支出に関する領収書等が提出されており、担当課も内容を精査している。資金の使途は各研究会に委ねられているが、主にスクールフォーラムや学校公開週間に対応するための消耗品費とサマースクールのための外部講師招聘のための謝礼が支出内容となっている。委託料支出手続きについては次の 2 つの事項を除き概ね適正に行われている。

ある研究会で平成 31 年 1 月 24 日に図書カード 2 枚（計 10,000 円）を購入、報償費として処理し、収支精算書では「水泳指導図書券 2 名」として記載されていた。支出時期がイレギュラーな点、支出先が不明瞭となっていた点より追加質問したところ、サマースクールの水泳指導に対して一人当たり 1.5 時間/日×2 日間＝3 時間の報奨として 5,000 円を渡した旨の回答があった。謝礼金として現金支給を行う場合は、支出先より領収書を入手し摘要欄に何のための支出か明記されるが、図書券等の金券に関しては贈呈先より領収書を入手しないため、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記すべきと考える。

【意見】

用務先に対する謝礼は現金支給し領収書を入手することが望ましいが、謝礼として図書券等の金券を贈呈する場合、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記する必要がある。

ある研究会から、サマースクール講師謝礼として謝礼金を支出しているが、支出先より法人であると申告されたため、所得税の源泉徴収を行わず支給した。ただし法人口座ではなく、先方の指定した代表者の個人口座への振り込みを行った。支出先が法人であると主張されている場合、支払先は個人口座ではなく法人口座へ振り込まないと税務上の問題が生じる可能性がある。なお、支出先が法人であると主張される場合、法人番号は一般に公表され検索可能であることから、法人番号を徴求し検索して法人であるかどうかの確認を行うことも、所得税の源泉徴収要否の判断に資すると考える。

【意見】

税務上の問題が生じる可能性があることから、謝礼の支出先が法人の場合、支出は個人口座ではなく法人口座へ行う必要がある。

1-7 特色ある学校づくり推進費 学校図書館管理システム運営費

(1) 事業概要

金沢市立の全小・中学校の図書館（小学校 52 校 1 分校、中学校 24 校（小・中併設校 3 校を含む）、教育委員会学校指導課、玉川こども図書館（平成 31 年度からは泉野図書館）、教育プラザ富樫）の蔵書管理及び貸出・返却・検索等を一元管理し、ネットワークで各学校図書館の端末と接続するシステムを整備してきたが、それを維持するための事業費である。

(2) 監査結果

①当該事業は、金沢市内の全小・中学校の図書館管理システムを一元管理する大規模なシステム投資であり、またデータ管理を自前のサーバをもってするのではなく、システム会社に委託するクラウドサービスを利用し、ウィルス対策サーバ機能等も併せて契約する内容の長期契約である。前回の更新投資時期は平成 24 年 1 月であり、5 年契約を満了し、1 年の再リースを経て、平成 30 年 1 月に期間 6 年の長期継続契約を締結した。この長期契約は「金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年 3 月 25 日）」の第 2 条第 1 号「事務機器、車両等に関する賃貸借契約」に該当し問題は無い。また契約期間に関しても「金沢市契約規則」第 25 条

の3第1号に照らし問題は無い。また業者選定についても、制約付き一般競争入札の形態をとり、要件の充足を確認、予定価格との比較でも問題なく、適正に業者が選定されていた。

平成30年度は上記長期契約の2年目に該当し、支出負担行為により総務局長決裁を得て事業執行している。選定業者は、毎月、システムサーバ機器運用委託作業報告書、小中学校カード再発行記録、学校別貸出冊数統計、不具合に関する対応記録簿（実績報告書）を「委託業務結果報告書」として提出しており、事業実施に関する実績確認が行われている。

以上より、当該事業に関する事業目的、事業遂行状況の確認及び委託料支出手続については適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

1-8 教育総合推進費 心の教育推進費

(1) 事業概要

学校・教育委員会の要請に応じて、「心の絆サポーター」（スクールソーシャルワーカー）及び「スクールカウンセラー」を派遣する。心の絆サポーターは、学校・教育委員会の要請に応じて広域的に対応（家庭訪問など）するとともに、必要に応じて児童相談所・警察・家庭裁判所等との連携役を果たす。スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングを行う。

(2) 監査結果

①平成30年度においては2名のスクールカウンセラーが活動し、5つの小学校に派遣されている。活動時間は若干の変動はあるが、概ね週に1回程度各校を訪問し、1回3時間程度の活動を行っている。時給制で報酬が支払われている。平成30年度の総活動時間は2名で合計538時間である。活動内容については、児童や児童の家族、校長、担任等の面談やプレイセラピー等が実施されている。特段の問題は発見されなかった。

②平成30年度における心の絆サポーターの活動人数は3人で、いずれも教員資格を有している。1日あたりの平均活動時間は4.6時間、総勤務時間は3名合計で2661時間である。時給制で報酬が支払われている。小中学校あわせて25校、合計43名の児童生徒を対象に活動している。継続的に支援を行っている対象児童生徒の抱える課題は、不登校と家庭環境の問題が多い。特段の問題は発見されなかった。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-9 教育総合推進費 心と学びの支援員派遣費

(1) 事業概要

増加するいじめ・不登校への対策として、「心と学びの支援員」を配置し、別室登校児童生徒への学習支援を行い、教室復帰を支援する。

(2) 監査結果

①平成26年度から平成29年度の不登校児童生徒（年間30日以上欠席者数）は、小学校においては増減があるが、平成29年度が最も多い。中学校においては増加傾向にあり、平成29年度の人数が最も多い（なお、不登校児童生徒に関しては学年別の集計は無い）。

少子化により金沢市内の児童生徒数は減少傾向にある中、不登校・別室登校児童生徒が増加傾向にあることは憂慮すべき問題であり、対策の必要性が認められる。別室登校児童生徒は、教室

に行けなくても登校はできていることから、適切な対応をすれば早期の問題解決が期待できると考えられる。事業の内容や必要性に関し、特段の問題は発見されなかった。

②学習支援活動や行事等に参加している。特段の問題は発見されなかった。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-10 特別支援教育推進費 小中学校医療的ケア推進費

(1) 事業概要

金沢市立学校において、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の個々の医療的ニーズに柔軟に対応して適切な支援を行う。

ア 医療的ケアを必要とする児童生徒に、医療的ケアを実施するための「学校看護師」を配置する。

イ 医療的ケアの実施や安全な方法等を「金沢市医療的ケア実施検討委員会」で検討する。

(2) 監査結果

①平成 29 年度から開始された事業であるが、平成 28 年度以前は、対象児童生徒に保護者が付き添う（学校内で待機する）必要があり、保護者が付き添えない日は登校できない状態であった。本事業実施により、対象児童生徒は登校機会が増え、他の児童生徒と同様の学校生活を送ることができるようになった。また、親の負担も軽減され、看護師の連携によって医療事故防止体制の強化も図られている。本事業の実施目的等につき、特段の問題は発見されなかった。

②金沢市医療的ケア実施検討委員会は年 1 回（毎年 2 月頃）開催されており、必要に応じて随時開催されている。構成員は、医師 3 名、弁護士 1 名、看護師 1 名、ソーシャルワーカー 1 名の合計 6 名であり、対象児童生徒が在籍する学校の校長も現状説明のため出席している。議事録には、対象児童生徒のセンシティブ情報が多く含まれていることから閲覧できなかったため、市担当者に質問する方法によって同委員会の活動内容を確認した。同委員会の活動状況につき、特記すべき事項は発見されなかった。

③学校看護師は金沢市の非常勤パート職員として採用されている。任用期間は 1 年（更新される場合でも 10 年が限度）、報酬は時給制で定められている。勤務条件通知書及び服務報告書を閲覧したところ、平日ほぼ毎日勤務している看護師と週 1～3 日勤務している看護師がいる。

時給制のため、夏休み期間となる 8 月等は勤務の割り振りがなく、報酬は支払われていない。学校看護師の収入が不安定になることから、今後の学校看護師の安定的確保に関する潜在的なリスクがあると考えられる。現状では学校看護師の必要人員は確保できているが、平成 30 年度末に 2 名が退職するなどシフトを組むことが難しい時期もあり（令和元年度に新たに採用）、安定的な人員の確保は今後の重要な課題である。

④文部科学省所管の教育支援体制整備事業費補助金として、補助対象経費（看護師への報酬等）のうち 3 分の 1 が国庫補助金として支給されている。補助金申請手続につき、特段の問題は発見されなかった。

1-11 特別支援教育推進費 特別支援教育充実費

(1) 事業概要

身体や精神的事情から特別な支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切

な指導及び支援を行う。

ア 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、日常生活や学習指導等を補助するための「特別支援教育支援員」を派遣する。

イ 遠足や修学旅行等の行事において一時的に支援を行う「特別支援教育サポーター」を派遣する。

(2) 監査結果

①学校は学校指導課に派遣要望書を提出し、これをもとに金沢市において児童生徒の状況に応じて支援員の派遣の有無や時数を決定する。支援員は個別の教育支援計画等に基づき、学校からの具体的な指示のもと、児童生徒の支援にあたる。特段の問題は発見されなかった。

②支援員の活動時間は支援員によって異なるが、1か月あたりの活動日数は10日～15日程度、1か月あたりの活動時間は40時間～80時間程度である。平成31年3月における1か月あたりの平均活動時間は1人約60時間、平均活動日数は13.2日である。

活動内容は授業の補助が多く、科目は国語、算数、音楽、図工等様々である。授業の補助以外では社会科見学の引率や給食の補助等を行っている。1人で複数の児童を受け持っている支援員も少なからず見受けられた。特段の問題は発見されなかった。

③主に遠足やスキー教室、宿泊体験学習等のイベントにおいて支援活動が行われており、体育(水泳)授業での支援活動も行われている。特段の問題は発見されなかった。

④支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-12 教科指導費 教育課程実施状況調査費

(1) 事業概要

学力調査の実施及び、国・県主体の学力調査を市で集計・分析することにより、児童生徒一人ひとりの学力状況を把握し、個に応じた指導を充実させる。

ア 国・県主体の学力調査の採点及び集計・分析を業者に委託することで、教員の負担を軽減し、もって各学校における児童生徒に対する指導の充実を図る。

イ 中学3年生を対象に、義務教育の出口段階での学習の定着状況を調査するために、中学校3年生統一テストを実施する。

(2) 監査結果

①金沢市が委託した業者において、問題ごとの正答数、誤答数、無回答数を集計し、正答・誤答・無回答の各パーセンテージを算出している。問題ごとに正答数・正答率等を集計し、児童生徒の理解状況を考察することは有用であると考えられる。しかし、国が作成している全国学力・学習状況調査報告書を閲覧したところ、国においても問題ごとの正答数・正答率等を集計しているため、二重に集計・分析作業が行われていることになる。

国とは別に金沢市が独自に集計・分析を行う趣旨は、国による集計・分析結果の市への送付が例年8月以降になるため、集計・分析結果を1学期の少しでも早い時期から児童生徒への指導に活用するところにある。金沢市の集計・分析は、5月を目処に行われている。国の集計・分析は児童生徒全員を対象としたもののため、結果が出るまでに相当の時間を要するが、金沢市の集計・分析は一部を対象とした任意抽出調査のため、迅速に結果が得られる。そのため、国と金沢市で

は集計・分析結果が若干異なるが、大きな差異は認められなかったことから、速報性を重視し、任意抽出による調査を行っている金沢市の集計・分析には一定の意義があると考えられる。なお、県が実施している「評価問題」等については、県は独自の集計・分析を行っておらず、各市に対して集計・分析結果の提出を求めている。したがって、金沢市において集計・分析作業を行っている。特段の問題は発見されなかった。

②全国学力・学習状況調査は平成 19 年度から、基礎学力調査は平成 14 年度から、評価問題は平成 24 年度からそれぞれ実施されている。

金沢市の中学校統一テストは昭和 51 年に発足し、市内中学校が、共通理解のもとに連携協力し、教師自らが作成した統一問題を通して、生徒の理解・到達の程度を調査・測定し、平素の学習指導等の一助とすることを主旨としている。

全国学力・学習状況調査、基礎学力調査、評価問題が実施されるようになってからも中学校統一テストは継続して実施されてきた。全国学力・学習状況調査、基礎学力調査及び中学校統一テストは、いずれも中学 3 年生を対象としたものであるが、全国学力・学習状況調査の実施時期は 5 月、基礎学力調査の実施時期は 4 月であるところ、中学校統一テストは、秋と年明けに 2 回実施しており、生徒が受験校選択のための参考とする役割、及び、本試験に向けた模擬試験としての役割を担っている。特段の問題は発見されなかった。

③支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-13 教科指導費 教科書・指導書購入費

(1) 事業概要

市立小・中学校において教師が使用する指導書・教科書を購入する（児童生徒分の教科書は国から無償で供与される）。

(2) 監査結果

①教師用教科書は児童生徒用教科書と同じものである。児童生徒分の教科書は国から無償で給与されるが、教師用教科書は独自に購入する必要がある。教科書は教育委員会が選定し、指導書は教科書に付随するもののため、教科書が決定すれば指導書も決定することになる。選定方法や購入理由につき、特記すべき事項は発見されなかった。

②教師用指導書は、朱書編、解説編、デジタルデータ集の 3 つがセットになっている。特段の問題は発見されなかった。

③教師用指導書（移行期対応版）においては、学習指導要領の改訂のポイントと移行措置の内容や学習内容で変更された点について詳細な解説がなされている。特段の問題は発見されなかった。

④支出手続は適正に行われており、特段の問題は発見されなかった。

1-14 金沢の科学再生事業費 （公財）金沢子ども科学財団運営費補助

(1) 事業概要

小中学生の科学に対する知的好奇心と独創的で柔軟な発想を育むため、理科学教育の振興を図る財団の活動を支援する。（公財）金沢子ども科学財団の運営費について補助金を拠出し、同財団の運営を補助する。

(2) 監査結果

① (公財) 金沢子ども科学財団は金沢市が出資する財団である(出資者は金沢市のみ)。実施事業は、大別して、ア：教育事業、イ：普及啓発事業、ウ：交流事業、エ：特別事業の4つである。なお、この他に指導推進事業があるが、同事業では指導ディレクター、実験・研究ディレクター等の人件費を支出している。

いずれの事業も小中学生の参加状況は良好と考えられ、毎週土曜日に開催している子ども科学スタジオでは、平成30年度において年45回開催、合計3,861人(平均85.8人)が参加している。(公財)金沢子ども科学財団の活動状況につき、特記すべき事項は発見されなかった。

② (公財) 金沢子ども科学財団の収支計算資料を閲覧した。収支を大まかにいえば、科学実験教室等の教育事業等の実施にあたり、参加者から受け取る会費等を差し引いて、不足する運営費について、人件費を含めて金沢市からの補助金によってまかなっている状況である。各実施事業における小中学生の参加状況が良好と考えられることからすれば、補助金は有効に活用されていると認められる。その他収支計算資料を分析の結果、異常性が認められる増減はなく、特段の問題はないと考えられる。

③ (公財) 金沢子ども科学財団の貸借対照表及び財産目録を閲覧したところ、財政状態につき、特段の問題は発見されなかった。

1-15 西町教育研修館管理運営費

(1) 事業概要

西町教育研修館を事業活用して、教育の振興と市中心部のにぎわい創出の拠点とする。西町教育研修館は昭和27年に建築された谷口吉郎氏設計の建築物であり、その施設管理費を拠出している。同研修館は、(公財)金沢子ども科学財団、金沢大学サテライト・プラザ、大学インフォメーションセンターの活動拠点として使用されてきたが、(公財)金沢子ども科学財団が令和元年7月に金沢市長土堀青少年交流センターへ移転した。

(2) 監査結果

①現在の使用状況は概要以下のとおりである。

地下1階・・・貸会議室及び倉庫

1階・・・金沢大学サテライト・プラザの事務室及び貸会議室

2階・・・(公財)金沢子ども科学財団の実験室等及び金沢大学サテライト・プラザ講義室

3階・・・貸会議室

令和元年7月に、(公財)金沢子ども科学財団が金沢市長土堀青少年交流センターへ移転したため、2階の大部分が空きスペースとなっている。建物は老朽化しているものの、管理状況は比較的良好であり、(公財)金沢子ども科学財団退去後の空きスペースも貸し会議室等としての利用も十分可能な状況であった。同スペースの有効活用が今後の課題である。

谷口吉郎氏設計の建築物であり、現状は利用可能であることから、今後も保存管理していく合理性は認められるが、老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

【意見】

老朽化していることや、耐震化・バリアフリー化を実施していないことから、今後の施設のあり方を検討しながら、耐震化工事等についても検討していく必要がある。

②（公財）金沢子ども科学財団の転居後は使用件数も相当程度減少すると思われる。空きスペースの今後の活用方法の課題はあるが、現時点において特段の問題は認められない。

③管理人については（公社）金沢市シルバー人材センターと管理業務委託契約を締結して人員の派遣を受けている。清掃業務や空調機の保守点検業務等、継続的に発生する業務については1年～2年の業務委託契約を締結し、設備の修繕や樹木の剪定業務等については適宜発注している。見積書、委託契約書、委託事業結果報告書、支出負担行為伺書等を閲覧したが、契約内容及び支出手続等について特段の問題は発見されなかった。

2 小学校教育振興費

2-1 教材整備費 学校図書更新費（小学校）

（1）事業概要

文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画（2018～2022）により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。

（2）監査結果

①備品図書及び書架の全支出（11件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。その配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「学校図書配当額一覧表」のエクセルシートにおいて、学級数に対応した標準冊数の当てはめについて、一部の不備が発見された。

（現在）学級数7の標準冊数5,080 ⇒ （正）学級数7の標準冊数5,560

当該不備の要因は、エクセルシート上で閉校した学校のセルを削除する際に、同じ列に合った標準冊数に関わるセルを誤って削除したものである。当該不備については、配当額の全体の算定過程の中では軽微な事務ミスに当たり、また配当額の各学校への配分額には結果的に影響が出ないものであった。よって、特段意見としては記載しないものとする。その他、特記すべき事項は発見されなかった。

③各学校の充足率を確認した結果、全ての学校で充足率が100%を超えており、また、1校を除き全ての学校で110%を超えていることを確認した。

充足率については、年度末の蔵書冊数に対する学校図書館図書標準に基づく学級数に応じた蔵書冊数の割合で算定する。金沢市では、平成29年度までの第8次図書整備計画において、標準冊数の110%を達成することに重きをおき、図書の廃棄を控えたことにより、全小学校で学校図書館図書標準の充足率100%、全体の平均充足率110%を達成している。それを受けて、平成30年度より、充足率110%を維持しながら、傷みの激しい図書や年数の経過とともに内容が古くなった図書の更新を進めることとしている。

上記の目的を踏まえて、平成 30 年度の図書整備費配当方針においては、重点配当額を下記としている。この配当方針も平成 30 年度のものであり、予算により毎年同じ方針となるとは限らない。

- ウ 重点配当額： i 平成 30 年 4 月 1 日時点で、充足率<110%の学校に、不足額の 5 分の 1 を配当（平成 30～34 年の 5 年間で 110%の達成を見込む）
- ii 平成 30 年 4 月 1 日時点で、購入後 10 年以上経過している図書が全蔵書冊数に占める割合が高い学校に、下記の金額を配当する。
- ※ここでいう 10 年以上経過冊数は、実際の蔵書冊数から、各校の 110% を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとする。

重点配当ウ ii の金額＝ 配当総額－（ア＋イ＋ウ i）

※1 校当たり 5 万円程度（約 25 冊購入）を目安とする。

上記の重点配当額の方針が、事業目的に合致しているかどうかを検証した結果、i については、充足率 110%に達していない学校にその不足額の 5 分の 1 を重点的に配当するものであり、事業目的に合致しているものと判断した。

また、ii については、充足率 110%を維持しながら 10 年以上経過した古い蔵書を更新する目的のものであり、事業目的に一定程度は沿っているものと考えられた。しかしながら、10 年以上経過冊数の考え方について、実際の蔵書冊数ではなく各校の 110%を超える冊数（除籍可能冊数）を差し引いたものとしているため、10 年以上経過した古い蔵書の占める割合が 50%を大きく超える学校に対して重点配当が行われない結果となっていた。

各学校が古い蔵書を廃棄しながら充足率 110%を維持するためには、廃棄可能冊数を適切に管理することで達成が可能である。それを前提として、古い蔵書の更新をより進めるためには、現在の整備計画終了以降、年度末の蔵書冊数に占める古い蔵書冊数の割合が高い学校に重点的に配当する方が効果的であると考えられる。よって、10 年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする方がより望ましい。

【意見】

現在の図書更新計画（2018～2022 年）の終了後、重点配当における 10 年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

2-2 教材整備費 教材整備費（小学校）

（1）事業概要

授業に必要な一般教材（理科教育設備を除く）及びクラブ活動用教材の充実を図るため、小学校での教育活動に必要な教材を整備する。

（2）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（23 件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。その配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当根拠資料である「平成 30 年度教材整備費確定配当額（小学校需用費）」のエクセルシートにおいて、小学校の需用費の基準額表

に示された学級数に対応する基準額が全ての欄で学級数を1多く誤って当てはめられていた。

当該不備の要因は、エクセルシート上でのセルの計算式の誤りがあったものである。これにより配当額の総額には影響はないが、各学校への配分額には相違の影響が出るものであった。よって、需用費及び備品購入費を配当方針に基づき各学校に適正に配分するためには、その根拠となる資料を正確に作成する必要がある。

【意見】

需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。

2-3 大型教材整備費

(1) 事業概要

市立小学校を対象として耐用年数を超過した大型教材（放送設備、グラウンドピアノ）について計画的に更新、整備する。

(2) 監査結果

①放送設備及びピアノの全支出（4件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②放送設備及びピアノの購入について、各学校の選定根拠資料を閲覧した結果、平成30年度はいずれも2校が選定条件に基づいて選定されていた。

放送設備については、取得年月一覧及び大型教材現有状況調査票の閲覧により、更新希望のある犀川小学校の取得年月が平成12年12月と西小学校よりも古くなっていた。この点、犀川小学校は平成29年度にピアノの更新（併合前の東浅川小学校で）を行っていることから、所定の選定条件のうち下記に基づいていることを確認した。

「過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする」

また、ピアノについては、更新希望のある木曳野小学校の取得年月が昭和54年4月と金石町小学校よりも古くなっていた。この点、木曳野小学校は平成28年度にピアノの更新を行っていることから、所定の選定条件に基づいていることを確認した。

なお、担当課で作成している取得年月一覧に軽微な不備が識別されたが、結果として選定条件に基づき適切に選定されていたことから、特段意見としては記載しないものとする。

選定条件の妥当性については、限られた予算の中で1つの学校に限定的に支出することができないことを踏まえ、概ね妥当な選定条件になっているものと考えられる。この中で、ピアノと放送設備では機能が異なるため、状況によっては両方整備する必要がある場合に、前述のEの選定基準「過去2年間にピアノ、放送設備のいずれかを整備した学校は対象外とする」が問題となることもある。この点、担当課に確認した結果、ピアノと放送設備の両方整備する必要がある場合には、学校側に優先順位を決めてもらい、より緊急性のあるものから整備するが、使用に大きな支障がある場合は別途の考慮がなされるとのことであり、概ね問題ないものと判断した。

なお、選定条件の「取得年度が古いものを優先する」については、購入する場合と寄付で取得した場合で優先順位に違いはなく、いずれもピアノを取得した年度を基準に同等に扱っているとのことであった。この点、一般的に寄付の場合のピアノは中古資産であり、取得年月が同じでも

購入した場合と比較して古いものとなる。また、寄付を受けたピアノについては、別途中古資産としての評価をしており、業者にピアノの製造年数を毎回確認しているとのことであった。

よって、取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行うべきである。

【意見】

取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。

2-4 情報教育機器整備費（小学校）

（1）事業概要

児童用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用する。

（2）監査結果

①情報教育機器の更新について、関連資料を閲覧した結果、契約については制約付き一般競争入札での落札業者、随意契約業者である日本教育情報機器(株)及び金沢市の3者による賃貸借業務契約となっていた。また、契約書上は、日本教育情報機器(株)が所有する機器の保守管理を落札者が行うとともに、金沢市は日本教育情報機器(株)に対し賃借料を支払う契約となっていた。

この点、業者選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、随意契約業者である日本教育情報機器株式会社は、レンタル制度を普及する目的で国の指導・支援に基づき平成4年に設立された公共的な性格を有する会社であり、平成7年度より金沢市と順次契約を実施する中で信用実績が認められるとのことであり、特段問題ないものと判断した。

また、情報教育機器の更新に係る費用は多額であり（平成30年度は合計で250,480千円を計上）、情報教育機器整備費（小学校）の全体の事業費の約8割を占めている。当該事業では、小学校55校1分校の児童用パソコン等を保守込み賃貸借業務契約により5年サイクルで更新しているが、機器の状況により1年の再リースを行う場合もある。再リースの場合は通常の賃貸借業務契約と比較して大幅に賃借料が低くなるのが一般的であるため、多額である情報教育機器の更新費用を節約することが可能である。

この点、平成24年度整備分を再リースしていることに対して、平成25年度整備分を再リースとしなかった理由について確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・以前より、再リース期間における機器の不具合が多かった。
 - ・平成24年度整備分である杜の里小学校のパソコンは、開校に伴い整備したことから、他校のパソコンの更新時期に合わずに独立していたため、機器単価が割高になること及び事務の効率性を考慮し、多くの学校が対象となる平成25年度整備分と集約して更新することとした。
 - ・学校におけるICT教育の推進及び2020年からのプログラミング教育実施に備え、タブレットとして取り外し、教室等へ持ち出し可能なドッキング型パソコンへの切替が必要となった。
- その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われ

ており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-5 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費（小学校）

（1）事業概要

特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する備品を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。消耗品及び初年度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、学校指導課で購入し、現物支給を行う。

（2）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（1件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。

配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-6 特別支援教育振興費 特別支援教育就学奨励費

（1）事業概要

中央小学校芳齋分校に通学する児童の支援のため、登下校時のスクールバス（3台）の運行委託と同乗する添乗員（4人）を配置する。

（2）監査結果

①委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②臨時職員に対する賃金支払について、雇用及び報酬支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

2-7 理科教育設備整備費（小学校）

（1）事業概要

理科教育振興法に基づき、小学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。理科教育設備現有率（国が定める「基準額」に対する達成度）について、100%未満の学校がほとんどであり、理科教材を重点的に整備することで、小学校における理科教育の振興・充実を図る。

（2）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（7件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当方針に基づき、

各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、基準額における学級数の1増加に対する基準額の増加額に一部のばらつきが確認された。この点について担当者に確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わらないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討すべきである。

【意見】

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。

③理科教育設備現有率について、金沢市の小学校全体では63.6%であり(各小学校の最低値は37.0%、最高値は95.7%)、国が定める「基準額」に対する達成度は100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は非常に高い水準(調査した53市の中で高い方から5番目)となっており、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

2-8 学校体育振興費 小学校体育行事開催費

(1) 事業概要

各種体育行事を開催し、学校活動の成果発表の場を持つことで児童の諸能力の助長を図り、豊かな人間形成を目指す。

ア 小学校連合体育大会の開催(平成2年度～)

9月下旬 市営陸上競技場 全小学校6年生(約4,000人)

イ 小学校体育交歓会水泳記録会の開催(昭和41年度～)

8月初旬 金沢プール 小学校5～6年生(約830人)

(2) 監査結果

①児童送迎用バス借上料の支出について、関連資料を閲覧したが、金沢市立小学校連合体育大会にて児童送迎用貸切バスを運行させる委託契約は、公益社団法人石川県バス協会との随意契約となっていた。また、委託料についても大会の開催日が1日のみであることに対して7百万円を超える多額の契約となっており(7,137千円を計上)、小学校体育行事開催費の全体の事業費の約9割弱の金額となっていた。この点、業者の選定に関して随意契約の理由が妥当かどうか確認したが、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・金沢市立小学校6年生全児童を対象とし、同一時間帯に大量のバス運行が必要である。
- ・安全確実な契約履行を確保するため、運行経路の確認や緊急時の対応等について、各学校との間で事前に綿密な打ち合わせが必要である。

- ・大会当日、開催場所周辺道路における児童の安全確保と交通状況を円滑に保つため、状況に応じて各バスに対し無線を用いた的確な誘導指示を出せるよう、体制を整える必要がある。
- ・大会当日は秋の行楽期である上、バス保有台数からバス会社1社のみでは受注できない契約である。

また、1日のみのバス借上料の積算金額は5百万円台であることに対して、最終的な契約金額が7百万円を超える契約となっていることについては、概ね下記の理由となっており、特段問題ないものと判断した。

- ・大会会場となる金沢市営陸上競技場の児童の待機場所は、屋根のない芝生であるため、小雨であっても中止の判断をせざるを得ず、雨天による順延の可能性も比較的高いものとなっている。しかし、大会が持つ児童への教育的効果は非常に高いものであることに鑑み、従来から開催・中止の判断は当日の天候をみて早朝に決定していることから、雨天時に変更契約を結び直すような時間的な余裕はなく、あらかじめ契約書に雨天順延における金額を記載しておく必要がある。
- ・大会の開催日については雨天時の予備日を設定しているため、2日分のバスの確保が必要となる。また、バス借上に関する契約書において、大会中止の場合の基本料金については、配車時刻の24時間前までに判断した場合でも、1日当りの所定料金の30%相当額がかかることとされている。

その他、契約及び支払等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

3 中学校教育振興費

3-1 教材整備費 学校図書更新費（中学校）

(1) 事業概要

文部科学省による「学校図書館ガイドライン」及び学校図書館整備等5カ年計画に基づく当市の図書更新計画（2018～2022）により、学校図書館図書を計画的に更新・整備する。また、図書館環境を整えるため、書架を整備する。

(2) 監査結果

①備品図書及び書架の全支出（3件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②消耗性図書の購入について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配分は適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

③各学校の充足率及び重点配当の方針についての監査結果は、「**2-1 教材整備費 学校図書更新費（小学校）**」参照

【意見】

現在の図書更新計画（2018～2022年）の終了後、重点配当における10年以上経過冊数の考え方については、除籍可能冊数を差し引くのではなく、実際の蔵書冊数とする必要がある。

3-2 教材整備費 教材整備費（中学校）

（1）事業概要

授業に必要な一般教材（理科教育設備を除く）の充実を図るため。中学校での教育活動に必要な教材を整備する。

（2）監査結果

①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（16件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、基準額表における学級数の1増加に対する基準額の増加額にばらつきが確認された。この点について担当者に確認したところ、「教材に国庫負担制度があった際の教材基準（昭和60年度まで）及びその廃止後に設定された標準教材品目（平成3年度）を参考に、各学年の学級数（小学校：6学年×○学級、中学校：3学年×○学級）に沿って作成し、過去から継続して適用されているとのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わらないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討するべきである。

【意見】

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とるように見直しを検討する必要がある。

3-3 情報教育機器整備費（中学校）

（1）事業概要

生徒用パソコン等の情報教育に必要な機器を整備・管理するとともに、教職員用パソコンのセキュリティ強化用クラウドサーバ機等を運用する。

（2）監査結果

①情報教育機器の更新についての監査結果は、「2-4 情報教育機器整備費（小学校）」参照

その他、業者の選定や賃借料の算定、契約及び支払等の事務について、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

②委託業務について、関連資料を閲覧し、委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払等の事務が適正に行われているか検証したが、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

3-4 特別支援教育振興費 特別支援学級等運営費（中学校）

（1）事業概要

特別支援学級を円滑に運営するため必要となる消耗品や、新設の学級に対する初度備品を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。消耗品及び初度備品の整備のための予算を各校に配当する。ただし、高額な備品については、学校指導課で購入し、現物支給を行う。

（2）監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等について、該当する支出はなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべき事項は発見されなかった。

3-5 理科教育設備整備費（中学校）

（1）事業概要

理科教育振興法に基づき、中学校理科教育に必要な理科教育設備の整備を行う。理科教育設備現有率（国が定める「基準額」に対する達成度）について、100%未満の学校がほとんどであり、理科教材を重点的に整備することで、中学校における理科教育の振興・充実を図る。

（2）監査結果

- ①学校指導課で購入している高額物品等の全支出（10件）について、事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。
- ②需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当方針に基づき、各学校への配当額が適切に配分されているか検証した結果、配当額の計算の一要素である学級数による基準額について、基準額における学級数の1増加に対する基準額の増加額に一部のばらつきが確認された。この点について担当者に確認したところ、「国庫補助における設備の基準に関する細目や学校規模及び生徒数等を考慮して作成したものを過去から継続して適用してきている」とのことであった。

当該基準額については、あくまで配当額を算定するための一つの要素であり、基準額をそのまま各学校に配当する訳ではない。しかしながら、各学校への配分金額の重要な基礎となる数値であることには変わりないことから、当該基準額が現時点で学級数に対応した妥当な金額となっているかどうかを改めて確認すること等により、合理的で説明可能な基準とすように見直しを検討すべきである。

【意見】

需用費及び備品購入費の基準額表は、合理的で説明可能な基準とすように見直しを検討する必要がある。

- ③理科教育設備現有率について、金沢市の中学校全体では 85.1%であり（各中学校の最低値は 51.2%、最高値は 114.4%）、国が定める「基準額」に対する達成度は 100%未満となっている。この点、当該数値が他市と比較して低い水準となっていないかどうか、他市の同比率との比較を行っている資料を閲覧した結果、他市と比較して金沢市は極めて高い水準（調査した 53 市の中

で一番高い数値)となっていた。

そこで、当該要因について担当課に確認したところ、金沢市では教育基本計画において科学教育の充実を掲げており、理科学に秀でた中学生を対象とした高峰賞の実施や(公財)金沢子ども科学財団の設立など、理科学教育に力を入れていることもあり、理科教育設備に関して国庫補助を活用しながら着実に予算確保に努めた結果、理科教育設備現有率の向上につながったのではないかとのことであった。よって、上記は概ね妥当な理由であると考えられ、現時点での現有率の水準に特段問題ないものと判断した。

3-6 部活動振興費 中学校部活動大会派遣援助費

(1) 事業概要

スポーツ・文化活動を通して、豊かな人間性と健全な身体の形成を図るために、部活動を支援する。関係競技団体が主催する石川県大会(金沢教育事務所管轄以外での開催大会に限る)、北信越ブロック大会及び全国大会等に参加する学校に対し、必要な経費の一部を援助する。

(2) 監査結果

①部活動大会派遣援助費の全支出について、大会派遣費援助申請書及び関連資料を閲覧した結果、交通費は、学校の最寄駅(バス停)から会場の最寄駅までの交通費を基本とし、往復割引・学割・団体割引が適用可能な場合に漏れなく割引が適用されており、妥当な金額として計算されていた。

一方、宿泊料については、連泊の単価も各大会で全て同じ金額となっており、主催団体から宿泊ホテルの指定がない場合は金沢市職員等旅費条例に規定される格付5級以下に相当する額を上限としている状況であった。当該状況について担当課へ確認した結果、原則として各大会が示す宿泊プランの中で一番安いランクのものを基準に担当課が調べた必要額を宿泊料として決めており、実際の費用とは異なるとのことであった。

この点、各学校への補助金額は、担当課が調べた必要額全額ではなく、その2分の1となるため、補助金額が高額とならないように一定の抑制がかかっているともいえる。但し、大会の開催地が県外の遠方の場合で、参加生徒・引率の人数及び宿泊期間によっては、宿泊費を含む旅費が高額となり、実際かかった費用を基準とした本来あるべき補助金額との間に乖離が大きくなる可能性もある。実際、平成30年度においては、1学校で旅費の合計金額が50万円を超える大会が6件あった。

3-7 部活動振興費 中学校部活動振興費

(1) 事業概要

部活動に必要な消耗品を補充するとともに、運動部地域指導者(外部指導者)による充実した指導体制の形成、及び部活動指導員業務による教員(顧問)の多忙化を解消(軽減)する。

ア 部活動に必要な用具の購入経費を各学校に支給

イ 指導者不足の運動部に外部指導者を派遣

ウ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進め、教員の負担軽減を図るための部活動指導員を派遣(平成30年度～)

(2) 監査結果

①需用費及び備品購入費について、各学校への配当根拠資料を閲覧した。この配当根拠資料を検証した結果、適切に配当額が計算・配分されており、特記すべき事項は発見されなかった。

②外部指導者派遣報酬について、毎月の支払一覧及び実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成 30 年度は 26 人の外部指導者に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単価 1,000 円で計算された金額を支給しており、また、年間の指導時間の合計については全員が年間の上限である 20 時間以内（26 人中 23 人が 20 時間）であることを確認した。

③部活動指導員報酬について、毎月の報酬支給状況及び勤務実績報告書等を閲覧し、支出の妥当性を検証した結果、いずれも適正に行われており、特記すべき事項は発見されなかった。

なお、平成 30 年度は 7 人の部活動指導員に謝礼金を支給しているが、指導時間に基づき単価 1,600 円（県の要領に基づいた金額）で計算された金額を支給していることを確認した。

また、当該事業は、石川県市町立中学校部活動指導員モデル配置事業であり、国と県でそれぞれ 3 分の 1 ずつの補助金の対象となっている。補助対象経費である 2,352 千円の 3 分の 2 の金額である 1,568 千円が補助金として適正に交付申請され、同額の補助金の交付を受けていることを確認した。

4 学校保健費

4-1 学校保健検診費

(1) 事業概要

児童生徒の各種疾病について、早期発見と適切な指導を行い、健康増進と学習能率の向上を図る。毎学年定期に実施するものとされている児童生徒等の健康診断（学校保健安全法第 13 条）における検査項目（同施行規則第 6 条及び第 7 条）のうち、外部委託が必要となる項目について、委託事務を行う。また、思春期貧血（鉄欠乏性貧血）及びその疑いのある生徒や、小児生活習慣病としての高脂血症又は糖尿病の生徒の早期発見を目的として、中学校第 2 学年生徒のうち希望者を対象に、血液検査を実施する。

(2) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

4-2 学校保健センター費

(1) 事業概要

児童生徒等の心身の健康に関して、適切な健康相談及び保健教育等を行うために、以下の業務を公益財団法人金沢健康福祉財団（以下、「健康福祉財団」という。）に委託する。また、健康診断結果に基づく心臓二次検診についても併せて当該法人に委託する。

区分	科目	事業項目
健康相談	内科、眼科、耳鼻科	健康相談
	精神科	カウンセリング
	肥満、痩身	健康相談、調理実習
保健指導	環境衛生	手洗い指導
	歯科	歯科保健指導
	その他専門家派遣	助産師講話 等

(2) 監査結果

①委託事業に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

②学校保健センター機能の活用実績について

平成30年度の事業報告によれば、平成30年度において健康相談を利用した児童生徒数の実績は以下のとおりであり、金沢市の児童生徒数を踏まえると、十分に活用されていない傾向がうかがえる。

区分	利用人数(人)
内科、眼科、耳鼻科	0
精神科	43
肥満、痩身	26

例えば、上記報告では平成30年度の身体測定結果に基づく肥満傾向児・やせ傾向児の人数は2,460人とあるが、健康福祉財団が保健センターとして行っている相談業務（すこやか発育改善塾）への参加人数はこのうち約1.0%と、極めて利用実績が少ない状況にある。

金沢市教育委員会では、児童生徒の心と体の健康づくりに関する行政施策を取りまとめた「金沢市健康教育推進プラン2019」において、健康相談事業の充実・利用促進を掲げている。当該方針に鑑み、健康相談事業の内容や利用促進策について見直しを行う必要がある。

【意見】

公益財団法人金沢健康福祉財団に委託されている児童生徒の健康相談事業の利用実績が極めて少ない。健康相談事業の利用促進策について見直しを行う必要がある。

4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金

(1) 事業概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して掛金給付を行い、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。共済掛金の金額等は独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び同施行令により定められており、保護者負担分以外の部分を学校の設置者である市が負担する。小中学校の児童生徒の保護者負担分については、4割から6割の範囲内で市が決定する。

(2) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項

は発見されなかった。

4-4 日本スポーツ振興センター医療給付金

(1) 事業概要

「4-3 日本スポーツ振興センター共済掛金」からの医療給付金を給付し、保護者の負担を軽減することをもって、スポーツの振興及び児童生徒の健康の保持増進を図る。独立行政法人日本スポーツ振興センターで決定された医療給付金を各学校を通じて保護者に支給する。同額が金沢市の歳入となるため、金沢市としての負担はない。

(2) 監査結果

①支出に係る事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

5 体育振興費

5-1 中学校体育連盟運営事業交付金

(1) 事業概要

金沢市中学校体育連盟が行う市内各中学校の体育部活動運営事業に対し、交付金を交付し、生徒の体力向上及びスポーツ精神のかん養を図り、加賀地区大会、県大会、北信越大会、全国大会での入賞を目指す。

(2) 監査結果

①交付金の支出について、交付金交付申請書及び関連資料を閲覧した結果、交付金交付申請書の添付書類（事業計画書、収支予算書等）で交付金額の前提となる大会名及び内容等が項目毎に明確にされており、また、事業結果報告の添付書類（事業実施内容、収支決算書等）においても同様に明確にされていた。結果として、金沢市中学校体育連盟には毎年同額の17,000千円を交付しているが、交付金交付申請書や事業結果報告書の提出を受ける際に、関連書類を吟味するとともに、特に収支予算書及び収支決算書については担当者から使用状況等の内容を確認しているとのことであった。

また、当該事業に係る交付金が他事業「3-6 中学校部活動大会派遣援助費」の援助費と重複がないか担当者に確認したが、本事業に係る交付金は、県大会選手派遣費としての支給であり、支給額は団体内の予算額を超えないように傾斜をかけるため、各学校の積算額の半分かそれ以下であることに対して、「3-6 中学校部活動大会派遣援助費」は、金沢教育事務所管轄外の大会のみ2分の1を支給しているため、重複することはないとのことであった。よって、支出の妥当性は特段問題ないものと判断した。

第4章 学校監査

1 学校監査の概要

金沢市には令和元年5月1日現在で53校1分校の市立小学校、24校1分校の市立中学校がある。それらの学校では、学校が管理主体となり行っている金銭や備品等の取り扱いが存在する。そこで、本監査では学校の財務事務についても監査対象に含めることとした。但し、監査時間の効率的配分のため、監査要点を、資金取り扱い状況、学校徴収金、備品等管理、勤怠管理、図書管理の5項目に絞った。なお、学校徴収金は学校が取り扱う金銭ではあるが市の公金ではなく、私費の管理を学校が行っているというものである。

監査の実施方法としては、上記77校2分校の中から、小学校3校、中学校3校を選択して学校現地を訪問し監査を行った。なお、学校の選択に当たっては児童生徒数により、小規模、中規模、大規模からそれぞれ小中学校1校ずつ選択した。

2 資金取り扱い状況

(1) 概要

①金沢市立小・中学校では、学校の管理運営上必要な物品の購入、修繕、借上げ、備品(税込5万円未満)の購入等に要する費用の支払のため資金前渡制度を運用している。

資金前渡制度は、概略、以下の手順で運用されている。

- ・ 毎月1度、必要とされる金額を教育委員会に請求して送金を受ける。
- ・ 請求は前月の20日までに行い、当月の8日に各学校の当座預金口座に入金する。
- ・ 物品の購入等の支払は、業者に小切手を手渡して行っている。
- ・ 購入を証明する書類として、請求書/領収書を保管している。
- ・ 月末に使い残し(残金)がある場合、都度、小切手を用いて金沢市が発行する納付書により金沢市の口座に全額返金している。

(2) 監査結果

①支払及び返金時の小切手の使用の見直しについて

各学校は、業者への支払について専ら小切手を使用している。また、毎月の残金の返納についても、小切手を使用している。かつて、取引銀行は小切手帳(50枚綴)を無償で提供していたが、現在、1冊3,300円で販売している。このため、市内全域の市立小・中学校で支払および返納の都度、実質的に66円(3,300円÷50枚)の実費が発生していることになる。

以前は小切手帳が無償で供与されていたため、現在まで利用を続けていると考えられるが、有償化後の近年の経緯を考えると更なる値上がりも十分に予想される場所であり、制度を見直す時期が来ているのではないかと考えられる。

資金前渡制度に関して、小切手に替えてインターネットバンキングや口座振込による支払を利用すれば、公金であるため送金手数料をすべて無料にできるから、市立小・中学校全体としてのコスト低減が期待できる。なお、県内の他市町においては、学校で行う支払い事務の中に、インターネットバンキングを既に導入している実績もある。

【意見】

学校現場での各種経費等の支払事務において、不正防止策を施した上で、インターネットバンキングや口座振込を利用する方法について検討する必要がある。

また、支払事務におけるインターネットバンキング等の利用に留まらず、学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討し、将来的な働き方改革に繋げていくことが望まれる。

【意見】

学校事務全般について、事務の効率化及び省力化を図るため、簡易な計算ソフトを含む統一的なシステム化の導入を検討する必要がある。

②資金前渡期間の見直しについて

各学校からの教育委員会への資金の請求は前月の20日までに行い、翌月の8日に学校の当座預金口座に入金が行われている。このため、月の初めから7日まで手元に支払資金がない状態にあり、緊急に物品の購入、修繕等が必要で、入金日である8日まで事態を放置することができない場合、手元に資金がない状態で外部に発注を掛けることになる。つまり、「支出負担行為何」を資金の裏付けなく、実施する必要に迫られることになっている。

年度替り時(4月初日)では送金実施が実質的に不可能であることから、これに引き摺られて年間を通じて8日の入金になっているものと考えられるが、年度末を除き、資金受領日から当月末までの資金前渡期間を見直して毎月8日から翌月7日に設定することにより、手元資金の「空白期間」を埋めることができる。

【意見】

各学校における資金前渡期間を当月入金日から翌月入金日の前日までの1ヶ月分とすることにより、資金の空白期間がなくなるよう手続を改める必要がある。

③納品書の保管について

物品の購入等を証明する書類については、現在、請求書や領収書を保管することで足りることとなっているため、納品書は事務担当者の任意により一時的にしか保管されていない。そのため、後日、納品の事実を証明できる文書はない状態となっている。また、複数の学校で、学年度末に支出が集中する現象が確認できたが、例えば、3月に支払った物品・消耗品が年度内に納品されているか、納品書の保管義務がないため、後日、確認できない状況にある。

新聞の購読など一部の例外を除いて、納品書の受領は広く行われており、請求書/領収書と別のファイルに綴じ合わせれば、現実に納品書は問題なく保管可能である。但し、地方自治体においては納品書を保管しない事務が広く行われていることもあるので、今後の地方自治体の内部統制制度導入の推移を見ながら、必要な納品書は残していくことが望まれる。

【意見】

学校での物品等の購入の際には、請求書や領収書のみならず納品書も保管することが望ましいが、事務の増加も勘案して、学校現場に適した必要書類とその保管について検討を進める必要がある。

3 学校徴収金

(1) 概要

①学校徴収金とは、個人が使用または所有する教材費、校外活動費、修学旅行費及びその他の教育活動に要する経費で、保護者負担が適当と考えられ、教育効果を高めるために学校が保護者から徴収、管理する経費である。学校徴収金は金沢市の公金ではないが、学校が徴収と支払を管理している金銭であり、「金沢市立学校徴収金取扱要領」を定めて学校徴収金の適切な管理運営に努めている。

(2) 監査結果

①金沢市立学校徴収金取扱要領に定められた事項は、概ね遵守されていた。現金及び預金通帳の保管、出納簿や領収書綴の作成、関係書類の校長確認印及び5年間保存は適正に行われていた。但し、徴収金差引簿兼現金出納簿と領収書の金額が少額合わないものが散見される学校があった（兼六中学校）。これについては、教材等の購入人数が変更になって後日調整が入り、領収書と出納簿が不一致となることが原因である。他の学校で同様の事象が生じている訳ではないので、改善は可能であると思われる。

4 備品等管理

4-1 備品管理

(1) 概要

①市立小・中学校で購入した備品は、備品台帳に登録して、毎年3月31日現在に帳簿と現品とを照合の上、現在高を報告することとなっている（金沢市財務規則第257条）。また、各備品には、備品の管理番号を識別できる管理シール（棚札）が貼付されることとなっている。

(2) 監査結果

①実地棚卸のあり方について

- ・ 備品台帳と現品との照合において、以下の検出事項があった。
監査会場となった図書室の机が備品台帳には7個登録されているところ、現品は6個しかなく、しかも管理シールの貼付を欠いているため、備品台帳と現品との照合が行えない状態となっている。
- ・ 数学準備室に登録されている「方眼黒板」が2つ見当たらない。逆に備品台帳に登載されていない「昭和45年12月21日」取得の「方眼黒板」が使用可能な状況で置かれている。（以上、兼六中学校）
- ・ 管理シールが適切に貼られていないもの・・・7点
- ・ 台帳に記載はあるが現物が見当たらないもの・・・10点
- ・ 台帳と現物は一致しており、管理シールもあるが、管理番号が台帳と異なるもの・・・1点

- ・ この他、管理シールは以前使用されていた旧型のシールが貼付されたままとなっており、管理番号も現在の台帳と異なるものが多くみられた。(以上、犀生中学校)
- ・ 管理シールの貼付がないため、現品と備品台帳との照合が行えなかった。・・・アナログ前屈計および得点板(各1点)(泉中学校)

備品について、金沢市の財務規則は、その購入、移動、除却(取得、保管転換、返納)等の手続を定めているが、当該財務規則は、台帳記録の実在性を担保するため、帳簿と現品との定期的な照合作業(実地棚卸)を実施すべきことも定めている。実地棚卸は、照合対象となる資産を網羅した事前の実施計画に従って、通常2名1組で行うことが原則である。もし人手が足りない場合には、循環棚卸とって、複数年で照合作業を巡回的に実施する方法が取られる場合もある。

上記の検出事項は、帳簿と現品との定期的な照合作業が的確に行われていれば、既に是正されているはずの事案であり、実地棚卸の原則の不徹底に原因があると考えられる。実地棚卸の作業は、各校において、管理備品については各校の物品管理担当者、教材備品については各教科担当の教員といった個人任せになっている状況が見受けられた。本来であれば、組織として、計画的かつ網羅的に実施されることが望ましい。

【指摘事項】

備品の実地棚卸について、複数人で実施し、正確な記録の確保を図るべきである。

②借受品の記帳について

泉中学校において、備品台帳に記載のない現品が複数あったため、記載漏れかと担当者に尋ねたところ、市立中学校の備品ではなく、育友会(PTA)の拠出による「借受品」との回答があった。学校の帳簿には何らの記録もないが、借受品も実質的には学校に備え置かれた物品であり、管理責任は学校側にあるものと考えられる。

【意見】

借受品について、管理責任は学校にあると思われる。財産台帳に参考資料を添付しておく等の対処により、実地棚卸の対象として適切に管理する必要がある。

③学校統合時の備品管理のあり方について

現在、泉小学校の備品台帳で管理している備品には、現時点で泉小学校にあるものに加えて旧野町小学校に保管されているものが混在していることが判明した。その経緯は以下のとおりである。

ア 平成26年4月に野町小学校が弥生小学校と統合して泉小学校が開校した。

- ・ 開校当初、泉小学校は旧野町小学校の校舎を使用、並行して旧弥生小学校の敷地に新校舎を建設。
- ・ 弥生小学校の閉校と共に、旧弥生小学校の備品のうち旧野町小学校に移転したものを旧野町小学校の備品と併せて「泉小学校」の備品台帳に移管した。

イ 平成 29 年 4 月に泉小学校の新校舎が完成、現在の校舎に移転した。

- ・ 新校舎の完成後、備品の大部分は現在の校舎に移転したが、一部は旧野町小学校校舎に残っている。
- ・ そのため、「泉小学校」の備品が新校舎にあるのか、旧野町小学校校舎にあるのか、所在が明確に分からない状態になっている。

この他、前記 ①「実地棚卸のあり方について」に記載したように、犀生中学校において監査人が抽出したサンプル（25 点）のうち、半分弱（10 点）について現物が見当たらなかったが、昭和時代に取得した備品について見当たらないものが多かった。犀生中学校は、過去に他の学校と統合しており、統合時に持ち込まれた備品について、廃棄したにもかかわらず、台帳に登載したままになっているためと思われる。

こうした検出事例は、学校統合時の物品の登録に関する事前指示の不徹底に原因があるのではないかと思われる。少なくとも、各学校の物品担当者にすべての管理責任を負わせ、事後処理を委ねることには無理があると考えられる。学校統合という事態は、不定期に発生するものではあるが、今後も想定し得るので、教育委員会から明確な指示を出す等の対策が必要である。

【指摘事項】

学校統合が行われた場合において、備品台帳の整備状況に数多くの不備が見受けられる。備品管理、特に帳簿の移管について、教育委員会において学校現場に明確に指示し、適正に管理すべきである。

4-2 薬品管理

(1) 概要

①市立小・中学校においては、年度当初に理科用薬品の管理についての保管責任者を定め、年 2 回、理科用薬品現有一覧表を教育委員会に提出するとともに、「毒物及び劇物管理簿」を作成、定期的に現有残量の確認を行わせることになっている。各学校の保管責任者（薬品管理担当者）には、通常、理科教員が任命されている。

(2) 監査結果

①理科薬品の保管されている薬品庫、薬品棚は常に施錠されていた。

理科薬品（毒物・劇物）管理簿（「管理簿」）と現品との照合において、以下のような検出事項があった。

- ・ 管理簿に残量減少の理由（「使用目的」欄）の記載がないもの。・・・ 1 点（花園小学校）
- ・ 管理簿に記載があるが現物がないもの。・・・ 2 点
- ・ 管理簿に記載がないが現物があるもの。・・・ 1 点
- ・ 管理簿と現物とで残量が異なるもの。・・・ 6 点
- ・ 管理簿と現物とで置かれている場所が一致しないもの。・・・ 1 点（以上、兼六中学校）
- ・ 管理簿と現物とで残量が異なるもの。・・・ 3 点
- ・ 管理簿に記載があるが現物がないもの。・・・ 2 点（以上、犀生中学校）
- ・ 管理簿に残量の記載がないもの。・・・ 1 点（泉小学校）

これらの検出事項は、保管責任者である理科教員に作業を委任して二重チェックが働いていないことに主な原因がある。

【指摘事項】

毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。

5 教職員勤怠管理

(1) 概要

①昨今、教員の長時間労働問題が取り沙汰されることが多くなっている。また、働き方改革が叫ばれており、学校も対応が求められている。教職員の勤務状況自体は本監査の対象とするものではないが、勤務状況を把握するための根拠資料が正しく作成されていることが、労働時間問題に対処するための必須要件であるため、勤務状況に関連する書類を閲覧し、各書類の整合性を検討することによりその信頼性を確かめることとした。

(2) 監査結果

①閲覧した資料において、矛盾や不整合は検出されなかった。勤怠管理は適正に行われていると思われる。また、新たに作成し始めた勤務時間集計表では、前年と比較することができるが、訪問した全校で労働時間の減少が認められた。

6 学校図書管理

(1) 概要

①国は学校図書館の整備充実を図るため、運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定めている。また、金沢市は学校図書館で受け入れる図書・資料について「金沢市立小・中学校図書館資料選定基準」を定めており、選定の際の判断基準としている。

(2) 監査結果

①学校図書館の運営状況について質問した結果、「学校図書館ガイドライン」に適合せず問題となるような事象は検出されなかった。学校図書の受入・除籍については定められた規程に従って実行されていた。また、全校に導入されている図書管理システムを利用して日常の貸出・返却、新図書の受入及び不要と判断した図書の除籍が行われており、図書館業務が効率的に行われていることを確認した。

第5章 過年度の指摘、意見等への対応状況

この項では、過去の包括外部監査において、全庁横断的な監査テーマの中で教育委員会所管事業が取り上げられ、それについて指摘事項や意見等が記載されたものを対象とし、その措置の状況や現在の状況を検討した。

1 学校の特別教室の利用について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項

(指摘事項)

各学校における特別教室の利用は、基本的に学校の判断によっており、金沢市(教育委員会)としての明確な基準が存在しない。基準の作成が望まれる。

②背景

学級数に対する特別教室の割合や特別教室の内訳は、各学校によって大きく相違している。これが各学校の教育上の特色のために相違しているのであれば異論はないが、現場視察によると、有効に利用されていないと思われる教室(学年利用室や吹奏楽活動室など)や、必要以上に用意された資料室などが散見される。またこの割合が大きく変動すると、義務教育でありながら、教育環境にアンバランスが生ずる結果となると思われる。

(2) 現在の状況

前回指摘を受けた3校のうち、現在も利用されている学校は1校のみである(その他2校は、建替及び閉校)。目的外利用などの活用について、管理・安全面の問題も考慮しながら対応しているところであり、当該1校においては、平成25年度に申請があり、学校施設の使用を許可している。現在は申請がないため、目的外使用等で貸出しはしていないが、申請があれば審査し貸出す体制はできている。

(3) 結論

特別教室過剰の学校があることは、その後の少子化進行により教室自体が余っている現況において、より大きな視点で捉えるべき問題となっており、この措置対応の適否について、現在は論ずる価値があまりない状況である。なお、特別教室の目的外使用は可能となっており、この面では対応されたと言える。

2 学校開放制度について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項

(指摘事項)

学校開放を制度的に行っていない学校がある。また、学校開放業務を委託する管理委員会への委託業務の抜本的見直しが必要である。

②背景

開放した学校施設の活用促進のため、金沢市としては管理委員会という制度を設けて運営を行

っているが、管理委員会が組織できないため、学校開放が制度的に行われているとは言い難い学校が6校ある(中学校5 小学校1)。地域の事情があつて管理委員会が組織できない場合には、本来、管理委員会という制度の導入を決めた金沢市が責任をもって公民館等と協力し、地域の理解を求めながら学校開放業務を行うべきものである。

また、開放した学校施設の利用に当っては、利用者の鍵の取り扱いを厳しくし、守れないものへの利用の拒否を規約上明確にするなどにより、管理委員会への委託業務を軽減し、委託費用の削減を図るべきである。

(2) 現在の状況

指摘のあった6校中4校については既に学校開放業務を行っている。残りの2校についても施設の整備状況を見据えつつ、学校や地域と協議を行っていく。なお、当該2校が現在、学校開放を行っていない理由は次のとおりである。

①新校舎の体育館は外構工事も含めると令和2年度中に完成予定である。併設されている小学校の学校開放事業の稼働状況も勘案し、今後は学校や地域と協議を行っていく。

②体育館と校舎との仕切シャッターが設置されていないため、防犯上の理由で学校開放事業を行っていない。

(3) 結論

過年度の意見に沿って改善が図られており、問題はない。

3 共同調理場のコスト管理について

(1) 過年度監査の概要

①記載された事項

(意見)

今後の課題として、どの調理場がコスト面で効率的に運営されているかということを経営的に把握できる管理体制の構築が必要と考える。

②背景

金沢市には、現在ミルク給食の学校は5中学校あり、今後、新規の共同調理場の建設を視野に入れながら、完全給食の実施を目指していく方針である。しかし、学校給食の調理方式をどの方式にするかは、各方式によるメリットとデメリットを総合的に勘案しながら決定する必要がある、その中でもコスト計算は重要な要素であることは間違いなく、各方式によるコストを比較しながら検討する必要がある。

(2) 現在の状況

小立野共同調理場については、平成24年の小学校改築時あわせて、上水道・下水道の子メーターを設置しているが、その他については設置されていない。子メーター設置料金や基本料金が別途かかり、追加料金がかかることは経費面で合理性に欠けるため設置していない。

(3) 結論

本監査報告書の第3外部監査の結果 第1章教育総務課所管事業 9-1 共同調理場施設衛

生環境改善事業費において「金沢市学校給食調理場再整備計画の進捗が遅れている。」、9-2 共同調理場施設設備整備費において「学校給食運営の効率性・経済性の観点から、外部委託の拡大について検討を行う必要がある。」という意見を述べている。平成16年当時と環境が変わっている部分もあるが、根本は同じ問題として残っている。予算の制約が大きいものと思われるが、対応が必要であると考えます。

なお、本年の金沢市議会12月定例会議会において、市長が、学校給食の共同調理場新設のため、石川県央土木総合事務所跡地の取得を県に申し入れたことを明らかにした。これが実現すれば、状況は改善に向かうものと思われる。

【意見】

共同調理場については、より優先度を上げて「金沢市学校給食調理場再整備計画」を推進し、統廃合を進める必要がある。